

2015 FIA FORMULA ONE WORLD CHAMPIONSHIP

競 技 規 則

(2015年7月9日付発行版仮訳)

目 次

競技規則

1) 規 定	1
2) 一般的合意事項	1
3) 一般条件	1
4) ライセンス	2
5) 選手権競技会	2
6) 世界選手権	2
7) デッドヒート（同着）	3
8) プロモーター	3
9) 競技会の組織	3
10) 保 険	4
11) F I A派遣委員（デリゲート）	4
12) 競技役員	4
13) 競技参加申請	5
14) パ ス	6
15) 競技参加者への指示と通知	6
16) 事 件	6
17) 抗議および控訴	8
18) 罰 則	9
19) ドライバーの変更	9
20) 運 転	9
21) 車両の外装	10
22) 競技会以外での走路走行時間および風洞テスト	11
23) ピット入口、ピットレーンおよびピット出口	14
24) 車両検査	15
25) 選手権でのタイヤ供給と競技会期間中のタイヤ制限	16
26) ウェイニング	19
27) 車両および要員の一般要件	20
28) スペアカー、エンジン、およびギアボックス	22
29) 燃料補給	24
30) 一般安全規定	24
31) フリー走行および予選	26
32) フリー走行	27
33) 予選セッション	27
34) レース前のパークフェルメ	28
35) 記者会見、メディア向け取材機会およびドライバーズパレード	30
36) グリッド	31
37) ミーティング	32
38) スタート手順	32
39) レース	35
40) セーフティカー	35

41)	<u>バーチャルセーフティーカー (V S C)</u>	38
42)	レースの中断	39
43)	レースの再開	40
44)	フィニッシュ	41
45)	決勝レース後のパークフェルメ	41
46)	順位	42
47)	表彰式および競技会後の記者会見	42
付則 1	競技会の90日前にFIAに要求される情報	43
付則 2	エントリーフォーム	44
付則 3	表彰式	46
付則 4	パワーユニット公認	49
付則 5	ドライバー契約承認委員会規則	50
付則 6	(コンストラクター、部品一覧)	51
付則 7	<u>2015年</u> FIA フォーミュラ 1 世界選手権のエントリーフィー	53
付則 8	空カテストに関わる制約事項	54

フォーミュラ1競技規則

F I Aは、「F I Aフォーミュラ1世界選手権（以下、選手権という）」を組織し、そのすべての権利を有する。選手権はドライバーに対する選手権と、コンストラクターに対する選手権の2つの選手権から成る。フォーミュラ1グランプリレース（以下、競技会）はフォーミュラ1カレンダーに含まれ、開催国の自動車連盟（以下、ASN）とF I Aとの間に締結するオーガニゼーションアグリーメントに署名を行っているオーガナイザーによって開催される。選手権に参加するすべての団体（F I A、ASN、オーガナイザー、競技参加者、およびサーキット）は、これら選手権を統括する規則を遵守し、適用実行する。またドライバー、競技参加者、競技役員、オーガナイザーおよびサーキットは、F I Aが発給するスーパーライセンスを所持していなければならない。

1) 規定

- 1.1 本競技規則の正本は英語版とし、その解釈に関して論議が生じた場合には英語版が用いられる。本文中の見出しは参照を容易にするためのものに過ぎず、競技規則の一部を形成するものではない。
- 1.2 本競技規則は、下記日付に発表され、国際モータースポーツ競技規則の規定に従って適用される。
2016年について本条項は「本競技規則は2015年3月1日に発表され、その日以降の改定は2016年選手権に参加のすべての競技参加者の合意をもってのみ実施されるが、F I Aが安全を理由にして実施する事前通告または遅延なく施行される改定は除く」と解釈されるように修正される」

2) 一般的合意事項

- 2.1 選手権に出場するすべてのドライバー、競技参加者、および競技役員は、自身とその従業員、代理人および供給業者が、国際モータースポーツ競技規則（以下、国際競技規則）、フォーミュラ1技術規則（以下、技術規則）、本競技規則におけるすべての規定内容、ならびにそれらの補足、または改正されたものすべてを「規則」として遵守させる義務を負う。
- 2.2 選手権およびその各競技会は、規則に従いF I Aが統轄する。競技会とは、その年のF I Aフォーミュラ1選手権カレンダーに掲載された競技会すべてを言い、車検および書類検査の予定時刻より開始され、すべてのフリー走行、予選、決勝自体を含み、国際競技規則の条項で定められた抗議提出最終時刻か、国際競技規則の条項で定められた技術または競技の確認証明がなされた時刻の何れか遅い時刻を持って終了する。
- 2.3 特別な国内規則を適用する場合は、国際カレンダー登録申請時にその申請書の原本に添えてF I Aに申請しなければならない。こうした特別な規則はF I Aの承認を得てはじめて競技会に適用することができる。

3) 一般条件

- 3.1 自チームのすべての関係者に規則を確実に遵守させることは、競技参加者の責任である。競技参加者自らが競技会に立ち合えない場合は、書面にてその代理人を指名しなければならない。競技会の期間中いかなる時でも、参加車両に求められる事項が遵守されていることを保証することは、その車両の担当者の責任であり、かつ競技参加者との共同責任でもある。
- 3.2 競技参加者はフリー走行、予選、および決勝レースを通じ、自己の車両が技術規則や安全規定に適合していることを保証しなければならない。
- 3.3 車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを暗に申告したものとみなされる。
- 3.4 競技会に関わるすべての関係者は、パドック、ピットレーン、またはコース上に入る時に、適切なパス（クレデンシャル）を常に正しく身につけていなければならない。

4) ライセンス

- 4.1 選手権に参加するすべてのドライバー、競技参加者、および競技役員は、FIAのスーパーライセンスを所持していなければならない。スーパーライセンスの申請は、申請者が所属するASNを通じてFIAに行われなければならない。
- 4.2 第16条3に従い、競技審査委員会はドライバーのスーパーライセンスにペナルティポイントを科すことができる。ドライバーが累積12ペナルティポイントを科せられた場合、当該ドライバーのライセンスはその次の競技会については停止され、その後ライセンスから12ポイントが取り除かれる。ペナルティポイントは12ヶ月の間ドライバーのスーパーライセンスに残留し、それが科せられた12ヶ月後の同日にそれぞれが抹消される。

5) 選手権競技会

- 5.1 競技会には、技術規則に定義されたフォーミュラ1車両のみが参加できる。
- 5.2 各競技会は、制限付国際競技の格式を有する。
- 5.3 すべてのレース距離（本規則第38条9に規定されている、スタートシグナルからチェッカーフラッグまで）は、305km（モナコでは260km）を超える最少周回数と同等とする。ただし、所定のレース距離が走破される前に2時間が経過してしまう場合は、2時間が経過し終えた周回の次の周回終了時点で先頭車両がコントロールライン（以下、ライン）を通過した時にチェッカーフラッグが表示される。ただし、これによって予定された周回数を超えることがないことを条件とする。しかしながら、レースが中断された場合（第42条参照）、中断の長さは4時間の最大総レース時間を上限として、この時間に追加される。
- 5.4 選手権の競技会数は最多20戦、最少8戦とする。
- 5.5 シリーズカレンダーは、毎年1月1日までにFIAから発表される。
- 5.6 競技会開催日の3ヶ月前を過ぎてから書面をもってFIAに中止が通告された競技会は、FIAによってそれが不可抗力による中止であったと判断されない限り、翌年の選手権に含まれることは考慮されない。
- 5.7 競技会は、参加車両が12台に満たない場合には中止することができる。

6) 世界選手権

- 6.1 フォーミュラ1世界選手権のドライバーに対する選手権タイトルは、実際に行われた競技会で獲得したすべてのポイントの合計が最も多いドライバーに与えられる。
- 6.2 フォーミュラ1世界選手権のコンストラクター選手権タイトルは、2台の車両（第13条6参照）で獲得した合計ポイントが最も多い競技参加者に与えられる。
- 6.3 コンストラクターとは、そのエンジンあるいはシャシーの知的所有権を有する付則6に掲載の部品を設計した者（法人および非法人を含む）をいう。エンジンもしくはシャシーの銘柄は、そのコンストラクターにより帰属される名称とする。

これに掲載された部品の設計および使用についての義務は、コンストラクターが付則6の規定に従い、いずれの掲載部品の設計および／あるいは製造を第三者より調達することを妨げるものではない。

シャシー銘柄がエンジン銘柄と異なる場合、選手権タイトルは前者に与えられるものとし、前者は車両の名称において常に後者の前に位置するものとする。

6.4 両選手権タイトルともに各競技会で次のポイントが授与される。

1位:	25ポイント
2位:	18ポイント
3位:	15ポイント
4位:	12ポイント
5位:	10ポイント
6位:	8ポイント
7位:	6ポイント
8位:	4ポイント
9位:	2ポイント
10位:	1ポイント

6.5 決勝レースが本規則第4.2条により中断され、再スタートができなかった場合、先頭車両が2周回を満たしていない場合はポイントが与えられず、先頭車両が2周回以上走行したがレースの当初予定距離の75%を走破していない場合にはハーフポイントが与えられ、先頭車両がレースの当初予定距離の75%以上を走破した場合はフルポイントが与えられる。

6.6 シリーズで1位、2位、3位となったドライバーは、FIAの年間表彰式に出席しなければならない。

6.7 選手権シーズン中、ポールポジションを最も多く得たドライバーにはトロフィーが授与される（第3.6条2を参照）。同回数の場合、第2位となった回数が多い方に授与され、それでも同回数である場合は、3位の回数が多い者と、勝者が決するまで同様に続けられる。

以上の方法によっても結果が出ない場合には、FIAが適切と思われる基準に従って勝者を指名する。

7) デッドヒート (同着)

7.1 同着になった競技参加者のポジションすべてに与えられる賞とポイントは、加算したうえ平等に分けられる。

7.2 複数のコンストラクターまたはドライバーが同一ポイントでシリーズを終了した場合（そのどちらかの場合においても）、選手権の上位者は下記の方法により決定される。

a) 1位の回数が一番多いもの。

b) 1位の回数と同じ場合は、2位の回数が一番多いもの。

c) 2位の回数も同数の場合は、3位の回数が一番多いもの、などのように勝者が決まるまで続ける。

d) 以上の方法によっても結果が出ない場合には、FIAが適切と思われる基準に従って勝者を決定する。

8) プロモーター

8.1 競技会を開催するためのF1カレンダー登録申請は、その競技会が行われる国のASNに対して申請されなければならない。その申請を受けたASNがFIAへ申請する。これには、プロモーターが競技者の参加を保証するための諸調整を完了した旨の証しが、添付されていなければならない。こうした諸調整は、FIAがその競技を選手権カレンダーに組み入れるための条件となる。

9) 競技会の組織

- 9.1 オーガナイザーはASNにより指名され、FIAに任命された団体である。競技会を主催する申請を承認する決定においてFIAは、当該ASNに競技会を主催させるか、または別の団体をオーガナイザーに任命するよう依頼する。ASNがその立場にない場合、FIA自身がオーガナイザーを任命する場合もある。オーガナイザーはFIAにより承認され得るクラブまたは団体でなければならず、競技会の主催を申請する時にFIAとの間に締結するオーガニゼーションアグリーメントに署名しなければならない。

10) 保 険

- 10.1 競技会のプロモーターは、すべての競技参加者とその関係者とドライバーに、FIAの要求に従い第三者保険を付保しなければならない。
- 10.2 競技会の90日前までに、プロモーターは保険契約によって保証されている内容の詳細をFIAに送付しなければならない。その保険契約は、FIAの要求事項と同様に開催国の国内法にも準じていなければならない。保険証券は競技参加者の要求に応じて閲覧できなければならない。
- 10.3 プロモーターにより加入される第三者保険は、競技参加者やその他の競技会関係者がすでに加入している個別の保険に加えて付保されるもので、既得権を侵害するものであってはならない。
- 10.4 競技会に参加するドライバーは互いに第三者とはならない。

11) FIA派遣委員（デリゲート）

- 11.1 FIAは各競技会に下記のデリゲートを任命する。
- a) セーフティデリゲート
 - b) メディカルデリゲート
 - c) テクニカルデリゲート
 - d) プレスデリゲート
- さらに、下記の者を任命することができる。
- e) FIA会長代行
 - f) オブザーバー
 - g) セーフティカーのドライバー
 - h) メディカルカーのドライバー
- 11.2 FIAデリゲートの責務は、競技会競技役員を補佐することであり、また選手権を統轄するすべての規則が遵守されているかを権限の範囲内で確認し、必要ならば自らの判断による意見を述べ、競技会に関する必要な一切の報告書を作成することである。
- 11.3 FIAによって任命されたテクニカルデリゲートは車検に責任を持ち、その権限は競技会車検委員をも包含するものである。

12) 競技役員

- 12.1 FIAスーパーライセンスの所持者の中から、下記の競技役員がFIAによって任命される。

- a) 競技審査委員3名。そのうち1名は委員長に指名される。
- b) レースディレクター
- c) パーマネントスターター

122 F I Aスーパーライセンス所持者の中から、下記の競技役員がASNにより任命され、その氏名は競技会の開催申請と同時にF I Aに送付されなければならない。

- a) ASNの国籍を有する1名の審査委員
- b) 競技長

123 競技長はレースディレクターと常時協議しながらその役務を遂行する。レースディレクターは以下の事項について優先権限を有し、競技長はレースディレクターの明確な同意を得てのみ以下に関する命令を下せるものとする。

- a) フリー走行、予選、および決勝レースのコントロール、タイムテーブルの厳守、また必要ならば国際競技規則および競技規則に従ってタイムテーブルの変更を審査委員会に対し提案すること。
- b) 国際競技規則または競技規則に従って車両を停止させること。
- c) フリー走行、予選、または決勝レースの続行が安全でないと判断した場合、競技規則に従ってフリー走行、予選を停止、またはレースを中断し、正しい再スタート手順が実行されていることを確認すること。
- d) スタート手順
- e) セーフティカーの使用

124 レースディレクター、競技長、およびF I Aテクニカルデリゲートは第一次車検日の10:00から競技会に立ち会い、審査委員は同日の15:00から立ち会わなければならない。

125 レースディレクターは、車両がコース上の走行を許されている間は、常時競技長および審査委員長と無線で連絡がとれる状態になければならない。これに加え、この間競技長はレースコントロールにおいて、全マーシャルポストと無線連絡をとれる状態になければならない。

13) 競技参加申請

13.1 選手権で競技するための申請は、添付の付則2に用意されたエントリーフォームに、付則7に従い算出されたエントリーフィーを、申請する年度の前年の11月30日までに支払うという確約を添えて、申請する年度の前年の10月21日から11月1日の間にF I Aへ提出することができる。その他の期間の申請は、参加余地があり、F I Aによって決められた遅延エントリーフィーを支払う場合にのみ考慮される。エントリーフォームはF I Aより入手可能で、F I Aは申請書受領後30日以内に申請者にエントリーの可否を通知する。審査を通過した者は自動的に選手権のすべての競技会にエントリーされることとなり、当該申請者のみが競技会に参加することとなる。

13.2 申請には以下のものを含むこと。

- a) 申請者が規則を読み、理解し、自分自身はもとより選手権への参加に関わるすべての者を代表して、それを遵守することの確認。
- b) チームの名称（シャシーの名称を含むものとする）。

- c) 競技車両の銘柄。
- d) エンジンの銘柄。
- e) ドライバーの氏名。ドライバーはF I Aにより定められている申請料を支払うことにより任命されるものとする。
- f) 申請者が、申請時に登録した車両台数とドライバーの人数とをもって各競技会に参加することの保証。

- 13.3 競技参加者は、シーズン中いつでもエンジンの銘柄を変更することができる。選手権に当初登録したものと異なった銘柄のエンジンにより獲得したすべてのポイントは、商的利益の評価のために加算(集計)できるが、そのポイントはF I Aフォーミュラ1コンストラクターズ選手権のポイントの対象とはならない(集計もされない)。主要自動車製造者は、F I Aの合意を得ることなく、各2台をエントリーする3チームを超えてエンジンを直接的にも間接的にも供給することはできない。本第13条3の目的のため、主要自動車製造者とは、認可された証券取引所にて自社の株式相場価格が付けられているか、あるいはそのような会社の子会社を言う。
- 13.4 前年の選手権でその車両がポイントを獲得している場合を除き、申請者は会社の規模、資金状況、および彼らの果たすべき義務を遂行する能力についての情報を提出しなければならない。
- 13.5 すべての申請は、F I Aにより調査され、その絶対的裁量によって、受理または拒否される。F I Aは申請が受理された車両およびドライバーの一覧をゼッケンと共に、申請する年度の前年の11月30日かそれ以前に発表するが、それに先立ってまず審査を通過しなかった申請者が本規則第13条1に基づいて通告される。期間外申請者は個別に考慮される。
- 13.6 選手権には、各競技参加者より2台がエントリーされることによる最大26台までの車両が認められる。
- 13.7 F1委員会の意見により、競技参加者が選手権の水準にふさわしいやり方でチームを運営することができない、もしくは何らかの形で選手権の評判を落とすと判断された場合、F I Aは、当該競技参加者を直ちに選手権から除外することができる。

14) パス

- 14.1 F I Aの合意なく、いかなるパスも発行あるいは使用されない。パスは発行された人物によってのみ用いられ、発行された目的のためにのみ用いられる。

15) 競技参加者への指示と通知

- 15.1 競技審査委員会あるいはレースディレクターは、国際競技規則に従った特別な回覧によって競技参加者に指示を与えることがある。これらの回覧はすべての競技参加者に配布され、競技参加者は署名をもって受理を認める証明をしなければならない。
- 15.2 フリー走行、予選、および決勝レースのすべての順位と結果、ならびに競技役員によるすべての決定事項は、公式通知掲示板に掲示される。
- 15.3 特定の競技参加者に関する決定や通知は、その決定後25分以内に当該競技参加者へ通知されなければならない。また、その通知の受け取りの証明がされなければならない。

16) 事件

- 16.1 "事件"とは1人または複数のドライバーを巻き込んだ出来事、あるいは一連の出来事、あるいはドライバーによる行為で、レースディレクターから競技審査委員会に通知された以下に該当するもの(あるいは、審

査委員会によって指摘され、その後調査されたもの)をいう。

- a) 本競技規則42条に基づきレースの中断を必要とするもの。
- b) 本競技規則もしくは国際競技規則を侵害するもの。
- c) 1台以上の車両の反則スタートを引き起こしたものの。
- d) 衝突を起こしたものの。
- e) ドライバーのコースアウトを強いるもの。
- f) ドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの。
- g) 追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの。

ドライバーが上記の条項に違反していたことが完全に明らかでない限り、2台以上の車両が関与した一切の事件は通常レース終了後に調査される。

- 16.2
- a) レースディレクターによる報告や要請に基づいて、事件に関与しているドライバーにペナルティを科すかどうかの決定は、競技審査委員会の裁量に任される。
 - b) 競技審査委員会が事件を調査中である場合は、事件に関与したドライバーの所属するすべてのチームに伝えるメッセージが、公式メッセージ送信システムに告示される。
そのようなメッセージがレース終了後5分以内に告示されることを条件に、当該ドライバーが審査委員会の同意を得ずにサーキットを離れることは禁止される。

- 16.3 競技審査委員会は、事件に関与したいかなるドライバーに、以下のペナルティうち1つを科すことができる：

- a) 5秒間のタイムペナルティ
ドライバーはピットレーンに進入し、自己のピットの停止位置に最低でも5秒間停止した後、レースに復帰しなければならない。ただし、当該ドライバーがレース終了前にピットストップを1度も行わないのであれば、ピットで停止しないことも選択できる。その場合は、当該ドライバーのレース経過時間に5秒が加算される。
- b) 10秒間のタイムペナルティ
ドライバーはピットレーンに進入し、自己のピットの停止位置に最低でも10秒間停止した後、レースに復帰しなければならない。当該ドライバーはそれでもなお、レース終了までにそれ以外のピットストップを行わないのであれば、停止しないことを選択することができる。その場合、ペナルティの10秒は当該ドライバーのレース経過時間に追加される。

上記の両方の場合とも、当該ドライバーは、次にピットレーンに進入した時にペナルティを実施しなければならない。

- c) ドライブスルーペナルティ
ドライバーはピットレーンに進入し、停止せずに、レースに復帰しなければならない。
- d) 10秒間のストップアンドゴー・タイムペナルティ。
ドライバーはピットレーンに進入し、自己のピットの停止位置に最低でも10秒間停止した後、レースに復帰しなければならない。

しかしながら、上述の4種のペナルティの何れかが最後の3周回の間、あるいはレース終了後に科せられることになった場合には、下記の第16条4b)は適用されず、上記a)の場合は5秒が当該ドライバーのレース経過時間に加算され、上記b)の場合は10秒加算され、上記c)の場合は20秒加算され、上

記d) の場合は30秒加算される。

e) タイムペナルティ

f) 戒告

上記6種類のペナルティのうち、いずれかが科せられた場合、控訴することはできない。

g) 当該ドライバーの次の競技会にて、グリッド位置をいくつか下げる。

h) ドライバーの予選ラップタイムあるいは複数のタイムを抹消

i) 競技失格

j) 当該ドライバーの次の競技会から出場停止

16.4 競技審査委員会が、第16条3 a) 、 b) 、 c) あるいはd) のペナルティの何れかを科すことを決定した場合、下記の手順に従う。

a) 競技審査委員会は、科せられたペナルティの通告書を競技参加者に手渡し、その情報が公式メッセージ送信システムにも告示されることを確実にする。

b) 上記第16条3 a) およびb) の場合を除き、競技審査委員会の決定が公式メッセージ送信システムにて通告された時刻から、当該ドライバーはピットレーンへ進入する前に2回までコース上のラインを通過でき、また16条3 d) のペナルティの場合は自己のガレージ向かい、タイムペナルティとして科せられた時間の間、自己のピットに留まらなければならない。

しかしながら、当該ドライバーがペナルティを受ける目的で、すでにピット入口に居ない限り、VSC手順が使用されている場合あるいはセーフティカーが出動した後にペナルティを実施することはできない。セーフティカーの後方でまたはVSC手順の間でラインを通過した回数は、コース上でラインを通過できる最大数に追加される。

c) 上記第16条3 a) またはb) のペナルティを受けて車両がピットレーンに止まっている間は、車両がペナルティ時間の静止をし終えるまでは車両に作業を行うことは禁止される。

d) 上記第16条3 d) のタイムペナルティを受けて車両がピットレーンに止まっている間は、車両に作業を行うことは禁止される。ただし、エンジンが停止した場合は、ペナルティの時間が経過した後に始動させることができる。

e) 第16条4 c) 、またはd) に違反し、不履行があった場合には、当該車両は除外される場合がある。

17) 抗議および控訴

17.1 抗議は国際競技規則に従って行い、2,000ユーロを添付して提出すること。

17.2 以下に関する決定に対し、控訴することはできない：

a) 最後の3周回の間、あるいはレース終了後に科せられることになったものを含め、第16条3項a) 、 b) 、 c) 、 d) 、 e) あるいはf) のもとに科せられたペナルティ。

b) 第28条のもとに科せられたグリッド位置を下げるペナルティ。

c) 第31条6項のもとに科せられたペナルティ。

- d) 第36条1項に関連して競技審査委員会が決定した事項。
- e) 第38条4項あるいは第43条3項のもとに科せられたペナルティ。

18) 罰 則

- 18.1 競技審査委員会は、国際競技規則に基づき適用することのできる罰則に加え、もしくはその代わりとして本競技規則に定められている罰則を特別に科することができる。
- 18.2 同一の選手権シーズンの中で、戒告処分を3回受けたドライバーは、3回目の処分決定により、その競技会にて10グリッド降格の罰則を受ける。その3回目の戒告が、決勝レース中の事件に続いて科された場合は、10グリッド降格の罰則は、当該ドライバーの次の競技会に適用される。
10グリッド降格の罰則は、戒告処分のうち少なくとも2回が、運転に関する違反であった場合にのみ科される。

19) ドライバーの変更

- 19.1 a) シーズン中、各チームは4名のドライバーを使用することが認められる。予選のスタート前であればいつでもドライバーの変更ができるが、車検日の16:00以降のドライバー変更は、審査委員会の承諾を得なければならない。
- 不可抗力を理由とする追加の変更は、別に考慮される。
- 新しいドライバーもすべて選手権の得点を得ることができる。
- b) 上述に加え、各チームは以下の条件でP1とP2において追加ドライバーを起用することが認められる:
- i) 第一次車検終了前に各セッションで各チームが使用する予定の車両とドライバーについて競技審査委員会が通知を受けていること。これ以降の変更は競技審査委員会の了解を得てのみ可能となる。
 - ii) 1つのセッションに最大4名までのドライバーが起用されること。
 - iii) 起用されたドライバーは、割り当てられたゼッケンを用いること。
 - iv) それらのドライバーは、指名されたドライバーに割り当てられたエンジンとタイヤを使用すること。
 - v) それらのドライバーは、スーパーライセンスを所持していること。
- c) チームが指名したドライバーの1名が第一次車検終了後のある段階で運転できなくなった場合で、ドライバー変更について審査委員会の同意があれば、代替のドライバーは当初のドライバーに割り当てられたエンジン、ギアボックスとタイヤを使用しなければならない(第25条4、第28条4および第28条6参照)。

20) 運 転

- 20.1 ドライバーは、1人で援助なしに運転しなければならない。
- 20.2 ドライバーは常に走路を使用しなければならない。疑義を避けるため、走路端部を画定している白線は走路の一部と見なされるが、縁石は走路と見なされない。

車両のいかなる部分も走路と接していない状態である場合、ドライバーは走路を外れたと判断される。

走路を外れた車両のドライバーは再度復帰することができるが、それが安全であることが確認され、それにより持続的なアドバンテージを得ることが一切ない場合にのみ行うことができる。レースディレクターの絶対裁量により、ドライバーは走路を外れることによって得られた、いかなるアドバンテージのすべてを返す機会を与えられる場合がある。

ドライバーは正当な理由なしに故意に走路を外れることはできない。

20.3 順位を守るために2回以上進行方向を変更することは認められない。順位を守るためにラインを外れたドライバーがレーシングラインに戻った場合には、コーナーに接近する際に走路の端部と自身の車両の間に少なくとも1台の車幅をあけること。

20.4 直線走路で、あるいはブレーキングエリアの手前で、自らの順位を守ろうとするドライバーは、その最初の動きで走路の全幅を使用することができるが、追い越しを試みようとする車両の大部分が、順位を守る側の車両に横付けになった状態でないことを条件とする。このような方法で順位を守る間、当該ドライバーは正当な理由なく走路をはみ出すことはできない。

疑義を生じることのないよう、追い越しを試みる車両のフロントウイング部分が先行車両のリアホイールにかかっている状態である場合、それは「車両の大部分」であると見なされる。

20.5 走路の端部を越えて車両を故意に押し出す、あるいはその他通常でない方向変換など、他のドライバーの妨害となる運転は禁止される。

20.6 決勝レース中、車両がその他の車両に追いつかれて、その車両が周回遅れにされようとしている時、追いつかれた車両のドライバーは、最初に利用できる機会に速い方のドライバーに追い越しをさせなければならない。追いつかれたドライバーがより速いドライバーの追い越しをさせない場合、追いつかれたドライバーへ、後続のドライバーに追い越しをさせなくてはならないことを示すために青旗が振動表示される。

2 1) 車両の外装

21.1 ナショナルカラーに関する国際競技規則の条文は、選手権には適用されない。

1 競技参加者によりエントリーされた車両は2台とも、各競技会にて十分に同様な外装が施されていなければならない。選手権1シーズンの間におけるこの外装に関する変更は、すべてフォーミュラ1委員会の同意があつて初めて可能となる。

各チームの車両がコース上にある際、それぞれの車両を容易に識別できるように、ファーストカーの主要ロール構造体の上に搭載される車載カメラはチームに供給された状態のまま、セカンドカーに搭載される車載カメラは主に蛍光性の黄色でなければならない。

ドライバーが走路上にいる時に互いに識別しやすくするため、各ドライバーのヘルメットは、選手権シーズンの間あらゆる競技会で、十分に同一視できる外装を呈してしなければならない。

21.2 各車両にはシーズン開幕時に当初FIAにより発行されたドライバーのゼッケン、または第19条1b) iiiの下で変更したドライバーに割り当てられたゼッケンを記載するものとする。このゼッケンは前方向から、およびドライバーのヘルメット上に明確に見えるものでなければならない。

2014年世界選手権シーズンの開始に先立ち、ゼッケンが投票によってドライバーに恒久的に割り当てられ、その番号が当該ドライバーにより参加するすべてのフォーミュラ1世界選手権の競技会に、そのレース歴を通じて使用されなければならない。フォーミュラ1においては、ドライバーのF1レース歴は、選手権シーズンをまる2年間連続して不参加であった場合に終了したものと見なされる。

新規のドライバーは、シーズン開始時点あるいはシーズン中に、同様の方法にて恒久的な番号が割り当て

られる。

このゼッケン割り当て手順の唯一の例外として、現世界チャンピオンはゼッケン1番を使用する選択肢を有する。それまでに当該チャンピオンに割り当てられていた番号は留保され、その次のシーズン世界チャンピオンのタイトルを保持しない場合に使用される。

- 21.3 車両の銘柄またはコンストラクターのエンブレムは車両のフロントノーズ前面に表示しなければならず、どちらの場合でもその最大寸は25mm以上でなければならない。ドライバーの名前は、外部車体上にははっきりと読み取れるように記入されなければならない。

2.2) 競技会以外での走路走行時間および風洞テスト

- 22.1 現行車両のテスト (TCC) は、2014年、2015年あるいは2016年のフォーミュラ1技術規則に合致するよう設計され製作された車両を使用し、選手権にエントリーした競技参加者 (あるいは競技参加者に代わる第三者) が参加する、競技会の一部を構成しない走路走行時間すべてと定義される。いかなる競技参加者も、FIAが情報を十分に得ることのないまま、第三者に現行年の車両を販売あるいは入手可能とすることは一切できない。

各競技参加者はTCCとみなされない、上記車両による2回のプロモーションイベント (PE) を実施することも許可される。PEとは、競技参加者が純粋にマーケティングあるいはプロモーション目的で参加する行事と定義される。このようなテストは、距離を100km以下とし、指定供給業者がこの目的のために特別に製造したタイヤのみが使用できる。

FIAの単独裁量にて、競技参加者全員に周知徹底された上で、各競技参加者はTCCとは見なされない上記の車両を使用し2回のデモンストレーションイベント (DE) を実施することも認められる。DEは競技参加者が純粋にデモンストレーション目的で参加するイベントであると定義されるべきで、選手権の最近の競技会終了からカレンダー一年終了までの間でのみ実施できる。そのようなデモンストレーションの距離は15kmを超えることなく、指定のタイヤ供給業者がその目的のために特に製造したタイヤのみを使用できる。

FIAオブザーバーの指名を実施できるよう、競技参加者はFIAにすべての計画されたTCC、PEあるいはDEを、開始時刻の少なくとも72時間前に通知しなければならず、以下の情報を提供すること：

- i) 使用予定車両 (含複数) の正確な仕様
- ii) すでに分かっている場合、ドライバーの氏名 (含複数)
- iii) テストの性質
- iv) 走行日 (含複数) およびテストの予定距離
- v) テストの目的

- 22.2 以前の車両の走路テスト (TPC) は、2011年、2012年あるいは2013年のフォーミュラ1技術規則に合致するよう設計され製作された車両を使用し、選手権にエントリーした競技参加者 (あるいは競技参加者に代わる第三者) が参加する、競技会の一部を構成しない走路走行時間すべてと定義される。

TPCはその期間当時の仕様に製作された車両でのみ実施することができ、その目的のために特に製造されたタイヤのみが使用できる。

FIAオブザーバーの指名が実施できるよう、競技参加者は、可能である場合には、FIAにすべての計画されたTPCを、開始時刻の少なくとも72時間前に通知しなければならず、以下の情報を提供すること：

- i) 使用予定車両（含複数）の正確な仕様
- ii) すでに分かっている場合、ドライバーの氏名（含複数）
- iii) テストの性質
- iv) 走行日（含複数）およびテストの予定距離
- v) テストの目的

223 ヒストリックカーの走路テスト（THC）は、2010年、あるいはそれ以前のフォーミュラ1技術規則に合致するよう設計され製作された車両を使用し、選手権にエントリーした競技参加者（あるいは競技参加者に代わる第三者）が参加する、競技会の一部を構成しない走路走行時間すべてと定義される。

THCはその期間当時の仕様に製作された車両でのみ実施することができ、その目的のために特に製造されたタイヤ、またはその期間当時のタイヤのみが使用できる。

224 競技参加者は、F1技術規則第16条2～6項、第17条2～3項および第18条2～9項のテスト要件の対象となり、それを満たす車両を用いてのみ、TCC、TPCあるいはPEに参加することができる。

TCCあるいはPEに使用されるすべての車両は、F1技術規則第15条4項7および第15条4項8に規定されるパネルの取り付けがなければならない。

TPCに使用される一切の車両はF1技術規則第15条4項7に規定されるパネルの取り付けがなければならない。

225 いかなる競技参加者もカレンダー一年内で15,000 kmを超えてTCCを実施することはできない。

226 以下においては、TCCは行えない：

- a) 選手権競技会が行なわれている間。
- b) そのような一切の走路テストにおいて1日につき2台以上。
- c) そのような一切の走路テストの午前9時前、あるいは午後6時以降。
- d) チームの大多数およびFIAの合意の得られていない、ヨーロッパ外にある一切の走路にて。
- e) 下記h) の場合を除く、8月中。
- f) 2月1日以前。
- g) フォーミュラ1車両用にFIAの承認したヨーロッパ内の場所で実施される連続する4日間以下のチームテスト3回を除き、2月1日から、その年の選手権の開幕戦開催前10日間の開始まで。[注：テスト日数は2016年には2回に削減される]

これらのテストのいずれか1日を、ただし選手権の開幕戦開始の20日前までの日程で、ウェット天候用タイヤのテストに取り置いておかなければならない。このテスト日の手配は、チームとFIAと十分な協議の上、指定のタイヤ供給業者により執り行われる。

h) 以下の例外を除き、選手権の開幕戦開催前10日間の開始から、その年の12月31日の間：

- i) 競技会が行われたばかりのヨーロッパ内のサーキットで実施される連続する2日間以下のチームテスト2回。このようなテストは、当該競技会終了後36時間以上経過してから開始される。

各チームは上記日程のうち少なくとも2日を若手ドライバーのトレーニングテストに割り当てなければならない。2回を超えてF1世界選手権レースで競技したことのあるドライバーは、そのようなテストには参加できず、すべてのドライバーは国際Aライセンスを所持してなければならない。

- ii) 現在レースに起用しているドライバーの1名を、カレンダー一年で過去2年においてF1レースに参加したことのないドライバーに代えることを表明したチームは、選手権第2戦開催前10日間の開始から選手権の最終競技会までの間に、TCC1日が認められる。ただし、以下が遵守されなければならない：
- そのような走路テスト日は、その新しいドライバーによってのみ実施されなければならない、その年の選手権の競技会が行われるサーキットにて実施することはできない。
 - そのような走路テスト日は、ドライバー代理起用が実施される前の14日間と代理起用後の14日間にて実施されなければならない。
 - ドライバー代理起用を宣言し、テストも実施し終えたチームが、その後その新しいドライバーを使用して競技会に出ることがなかった場合、そのチームは翌年のシーズン前TCCを1日減らされるペナルティを受ける。

22.7 すべてのTCCおよびTPC走行の間、車両には、FIAフォーミュラ1技術規則第8条2により要求される、FIA ECUが取り付けられなければならない。

22.8 現在フォーミュラ1車両の使用が承認されていない場所でのTCCは一切許可されない。

22.9 すべてのフォーミュラ1TCCの間は：

- a) 赤旗およびチェッカーフラッグに関する手順が遵守されなければならない；
- b) コース上にその他のタイプの車両があってはならない；
- c) スーパーライセンスを所持しないドライバーの運転する車両は、車両が走路にある時常に点灯していることが義務付けられる緑色のリアライトを取り付けていなければならない。
- d) 国際競技規則付則H項の補足1に定めのある救急役務に関する勧告事項を遵守することを保証するために、あらゆる適切な措置がとられること。

22.10 TCCおよびTPC中に発生した事件後、メディカルウォーニングライトが限界値を超えていたことを示している場合、ドライバーは遅滞なくサーキットのメディカルセンターに検査のため行かなければならない。

22.11 競技参加者は付則8に定められている空力テストに関わる制約事項を遵守しなければならない。

22.12 すべての競技参加者は、8月中、2つの連続した競技会が少なくとも24日間のインターバルで区切られている時間の間に設定される連続した14日間の走行停止期間を守らなければならない。競技参加者は、選手権シーズン開始から30日以内に、FIAに計画される走行停止期間を通知しなければならない。

この走行停止期間の間は、いかなるチームあるいはチームの関係者も、以下の活動を行うことはできず、また第三者にチームに代わってその実施を指示することもできない：

- a) 風洞の運用あるいは使用（サービス作業およびメンテナンス活動を除く）。
- b) 制限されるCFDシミュレーションについてコンピューター支援の運用あるいは使用（サービス作業およびメンテナンス活動を除く）。

- c) 風洞部品、車両部品、テスト部品または工具の製作あるいは開発。
- d) 車両部品の部分組み立てまたは車両の組み立て。
- e) 設計、開発または製作に関係する、従業員、コンサルタントあるいは下請負人による一切の作業活動（走行停止期間直後に、レース走路にて実施される競技会の準備のための作業活動を除く）。

各競技参加者は、その供給業者に対し、その走行停止期間の日程を知らせなければならず、上記の活動の禁止を回避する意図を持った協定あるいは取り決めの一切を結んではならない。

22.13 走行停止期間の間、以下の活動は上記の違反とはみなされない：

- a) 走行停止期間の前の競技会で著しく損傷した車両について、FIAの合意をもって行われる修理作業。
- b) 走行する、あるいは動かない展示車両になされる組み立ておよびサービス作業で、現行の車両部品の製作、組み立てあるいはサービス作業につながることにならないもの。
- c) 風洞、あるいは制限されるCFDシミュレーションについてコンピューター支援の運用あるいは使用のうち、フォーミュラ1に直接関係することのないプロジェクトのために実施されるもの、あるいは自身の走行停止期間ではない競技参加者の代理で実施されるもの。
- d) FIAの書面による承認を得ることを条件に、フォーミュラ1とは関係のないプロジェクトを支援する目的だけのために実施される一切の活動。
- e) 第28条4項(b)に定められるパワーユニットに関連する一切の活動。

23) ピット入口、ピットレーンおよびピット出口

23.1 第1セーフティカーラインとピットレーン開始地点との間の走路区画は「ピット入口」とされる。

23.2 ピットレーン終点と第2セーフティカーラインとの間の走路区画は「ピット出口」とされる。

23.3 ピットレーンは2本に分けられ、ピットウォールに隣接するレーンを"ファストレーン"とし幅は3.5m以下であってよく、ガレージに隣接するレーンを"インナーレーン"とする。

第38条2および第42条の適用を受けてピットレーン終点に車両がいる場合を除き、車両への作業は、インナーレーンにおいてのみ行うことができる。しかしながら、他の車両がピットレーンを離れようとするのを妨害することになりそうな場合、ファストレーンでは一切の作業は実施できない。

23.4 FIAは、各チームが作業を行うことができるガレージとピットレーンの中の場所を厳密に均等に割り当てし、これら指定された各ガレージエリアの範囲内に、フリー走行、予選および決勝中にピットストップする場所1つを指定する。

23.5 決勝の間ピットレーンでは、車両のいかなる部分を持ち上げるための動力装置も一切使用できない。

23.6 スタート進行の間いつであっても車両がグリッドから押し出されない限り、チーム指定のガレージエリアからピットレーン出口まで、車両を運転してのみ移動させることができる。

走行セッションのスタートあるいは再スタートの前にピットレーン出口に運転して移動された車両はすべて、ファストレーンに1列になって整列し、その他の車両を不当に遅らせることがない限り、そこに到着した順に出ていかなければならない。

23.7 第28条2項(b)によって許可されるレコナイザンスラップを除き、ピットレーンからレースをスタートすることを求められたドライバーはすべて、15分前シグナルが提示されるまでチーム指定のガレージ

から運転して出ることにはできず、ファストレーン内のライン内側に停止しなければならない。

この場合、ファストレーン内での作業は認められるが、以下の作業に限られる：

- a) エンジンを始動させること、および直接的に関係する準備作業。
- b) 許された冷却および加熱装置の取り付けおよび取り外し作業。
- c) ドライバーの居住性のための変更。
- d) ホイール交換。

車両がピットレーンから離れる許可が出た場合は、第38条2により確立された順番で離れなければならない。ただし、不当に遅れた車両がある場合はその限りではない。ドライバーは常に、マーシャルの指示に従わなければならない。

23.8 車両がピットストップ位置を離れる際、残ったタイヤゴムのぬぐって乾かす、あるいは掃き掃除する場合以外、競技参加者がピットレーン路面のグリップ力を高める試みを行うことは、問題が明らかに確認され、その解決策がFIAセーフティデリゲートにより合意されている場合を除き、実施することはできない。

23.9 競技参加者は、ピットレーンのいかなる部分にも線を塗装して引いてはならない。

23.10 上記第23条7の場合以外は、ファストレーンにはいかなる器材も残してはならない。

23.11 チーム関係者がピットレーンに入ることが許されるのは、ピット作業の直前からであり、ピット作業が終了次第、退去しなければならない。

予選でその車両のピットストップ位置にある車両、あるいは決勝レースでのピットストップ中に、ピットレーンで車両に作業を行うすべてのチーム員は、頭部保護装備を身に着けていなければならない。

23.12 a) ガレージから、またはピットストップ位置から安全が確認できた時のみ車両をピットアウトさせることは、競技参加者の責任で行う。競技参加者は、ピットアウトする車両を前方から見た時に、明らかに安全を確保する方法を取らなければならない。

b) すべての走行セッション中、車両が安全ではない条件下で出されたとみなされた場合には、審査委員会は当該ドライバーを適切と判断する数だけグリッド位置を下げる処置をとることができる。

c) 決勝レースの間で、車両が安全ではない条件下で出されたとみなされた場合には、当該ドライバーは第16条3項(d)に基づくペナルティを受ける。しかしながら、安全でない条件下で出された車両がレースに復帰できる場合には、16条3(c)の罰則も当該ドライバーに科せられる。

d) 審査委員会の判断で、安全でない状態で解放されたことを知りながら運転を続行するドライバーには、追加のペナルティが課される。

上記すべての場合において、車両が解放されたとされるのは、指定のガレージエリアから運転して出た時点（ガレージを出た時）、あるいはピットストップを行った後で、そのピットストップ位置を完全に離れた後のいずれかと見なされる。

23.13 例外的な状況において、レースディレクターは安全上の理由で、決勝レース中にピット入口を閉鎖することを求めることができる。そのような時、ドライバーは、車両に必須であり明らかに修理を実施するためにのみ、ピットレーンに進入することができる。

2.4) 車両検査

- 24.1 すべての車両の第一次車検は決勝3日前（モナコでは4日前）の10:00から16:00の間に、各競技参加者に割り当てられたガレージにおいて行われる。
- 24.2 審査委員会により特別措置が認められない限り、所定の時間に検査を受けない競技参加者は、競技会への出場を認められない。
- 24.3 車両は、車検を通過するまで競技会への出場は認められない。
- 24.4 車検委員は、
- 競技会期間中、いつでも競技参加者および車両の参加資格について検査することができる。
 - 参加資格条件あるいは適合性が十分満たされているかを確認するため、競技参加者に車両の分解を要求することができる。
 - 本条項に述べられている権限を行使するのに伴う相応の費用の支払いを、競技参加者に要求することができる。
 - 必要とみなされる部品やサンプルの提出を競技参加者に要求することができる。
- 24.5 車両検査合格後に、安全性に影響を及ぼしたり、適合性に疑問が生じると思われるような方法で分解もしくは改造されたりした場合、あるいは事故に巻き込まれて同様の結果を生じた場合には、当該車両は再車両検査により承認を受けなければならない。
- このような再車両検査はすべて、（競技参加者の書面による要請を受け）審査委員会の同意を得てのみ行うことができ、翌朝実施される。
- 24.6 レースディレクター、あるいは競技長は、事故に遭遇した車両を停止させ、検査を受けるよう要求することができる。
- 24.7 参加資格検査、および車両検査は、正式に指名された競技役員によって行われ、その競技役員はパークフェルメにおける運営に対しても責任を持ち、また唯一、競技参加者に対して指示を下すことのできる権限を有する。
- 24.8 審査委員会は競技会期間中、車両が検査されたら、その都度車両検査の結果を公表する。その結果にはその車両が技術規則違反とされた場合を除き、特定の数字を含まない。

25) 選手権でのタイヤ供給と競技会期間中のタイヤ制限

- 25.1 タイヤ供給：
2014年、2015年および2016年シーズンの単一タイヤ製造者は、入札によりFIAによって選出された。
- 指名されたタイヤ供給業者は以下を提供することを請け負わなければならない：
- 各競技会において供給するドライ天候用タイヤの仕様を2種類までとする。供給するタイヤは、それぞれ、車両がコース上にある時に見分けが付くようであればならない。特定の競技会では、指名タイヤ供給業者からなされるFIAへの推薦に従い、評価を目的として、ドライ天候用タイヤの追加仕様ひとつが全チームに利用可能となる場合がある。チームはそのような追加仕様がある場合、当該競技会スタートの少なくとも1週間前にその知らせを受ける。
 - 各競技会において供給するインターミディエイトタイヤの仕様を1種類のみとする。
 - 各競技会において供給するウェット天候用タイヤの仕様を1種類のみとする。

25.2 競技会期間中のタイヤの量：

- a) 下記第25条1 (a) およびd) の場合を除き、同一ドライバーが使用できるドライ天候用タイヤは13セット (“プライム”仕様7セットと、“オプション”仕様6セット) までとする。
- b) 下記e) の場合を除き、同一ドライバーが使用できるインターミディエイトタイヤは4セットまで、ウェット天候用タイヤは3セットまでとする。
- c) タイヤの1セットはフロント2本とリア2本のタイヤで構成されるとみなされ、そのすべては同一の仕様でなければならない。
- d) 指名タイヤ供給業者からなされるFIAへの推薦に従い、追加の“プライム”あるいは“オプション”仕様いずれか1セットが全ドライバーに利用可能となる場合がある。チームはそのような追加セットがある場合、当該競技会スタートの少なくとも1週間前にその知らせを受ける。
- e) P1またはP2のいずれかがウェットであると宣言された場合、追加のインターミディエイトタイヤ1セットが、すべてのドライバーに利用可能となる。そのような状況の場合、使用されたインターミディエイトタイヤ1セットはP3のスタート前にタイヤ供給業者に返却されなければならない。

25.3 タイヤの管理：

- a) 競技会で使用予定のすべてのタイヤの外側サイドウォールには、特殊な識別用のマーキングが施されなければならない。
- b) 不可抗力（競技審査委員会がそのように認める）の場合以外は、競技会使用予定のタイヤすべてを、第一次車検終了前に割り当てるため、FIAテクニカルデリゲートに提示しなければならない。
- c) 競技会中のいかなる時も、FIAテクニカルデリゲートは、その絶対的裁量において、指定のタイヤ供給者が当該競技会において提供したタイヤのストックの中から、同チームあるいはドライバーが使用する代替のドライ天候用タイヤを選定することができる。
- d) 1本の未使用のタイヤを他の同一の未使用のタイヤに交換したい競技参加者は、両方のタイヤをFIAテクニカルデリゲートに提出すること。
- e) 適切な識別の印のないタイヤを使用した場合、グリッド位置ペナルティ、あるいはレース失格となる場合がある。

25.4 タイヤの使用：

タイヤは、ピットレーンを出たことをその車両のタイミンングトランスポンダーが一旦示すことによるのみ、使用されたと見なされる。

- a) 指名された各ドライバーには、“プライム”仕様7セットと“オプション”仕様6セットの計13セットのドライ天候用タイヤがFIAテクニカルデリゲートによって配分される。

“プライム”仕様1セットは、P1の最初の30分の間でのみ使用でき、P2開始前にタイヤ供給業者に返却されなければならない。

さらに“プライム”仕様タイヤ1セットはP2スタート前に、さらに“プライム”仕様タイヤ1セット、および“オプション”仕様タイヤ1セットはP3スタート前にタイヤ供給業者に返却されなければならない。P1、P2ともにウェット宣言がされた場合、P3の前に通常返却されるタイヤ1セットを各ドライバーが保持することができるが、予選セッション開始前にはそれをタイヤ供給業者に返却しなければならない。

第25条2 d) が引き合いに出される場合、“プライム”仕様タイヤあるいは“オプション”仕様いずれかの追加1セットが、P1とP2に使用するために各指名ドライバーに利用可能となる。このタイヤ1セットはP3スタート前に、タイヤ供給業者に返却されなければならない。

“オプション”仕様タイヤ1セットは、Q3の間にのみ、Q3の参加資格のある車両が使用することができ、レーススタート前に、タイヤ供給業者に返却されなければならない。

Q3の参加資格のない車両に割り当てられた“オプション”仕様タイヤ1セットは、レースの間でのみ使用できる。

追加ドライバーが起用される場合（第19条1 b) 参照）、元の指名されたドライバーに配分されたタイヤを使用しなければならない。

- b) ドライ天候用タイヤの追加仕様1つが第25条1 a) に従い利用可能となる場合、これらのタイヤ2セットがP1とP2で使用するために各ドライバーに割り当てられる。そのような一切のタイヤはP3スタート前にタイヤ供給業者に返却されなければならない。
- c) 残りのドライ天候用タイヤの中から、各仕様1セットが予選開始前にタイヤ供給業者に返却されなければならない。
- d) 予選セッション開始前に、インターミディエイトタイヤおよびウェット天候用タイヤはトラックがウェット状態であるとレースディレクターが宣言した場合にのみ使用することができ、その後は、セッションの残余部分において、インターミディエイト、ウェットあるいはドライ天候用タイヤを使用できる。
- e) 決勝スタート時点で、Q3に参加資格のあった各車両はドライバーがQ2で最速タイムを達成した際使用していたタイヤを装着しなければならない。これは、Q2の最速タイム達成に使用されていたのがドライ天候用タイヤであった車両について、決勝スタートがドライ天候用タイヤで行われる場合にのみ必須となる。
そのタイヤがQ2の間に損傷した場合、FIAテクニカルデリゲートが検査を行い、その絶対裁量にて、その何れかの交換が認められるか否かを決定し、交換を認めるとの決定がされれば、どのタイヤと交換するかについても決定する。
Q2で最速タイムを達成した時に装着していたタイヤを取り付けていなかったドライバーには、第16条3項d) に規定されるペナルティが科せられる（FIAテクニカルデリゲートの承認のもとで、損傷したタイヤが交換された場合は除く）。
- f) 決勝レース中にインターミディエイトあるいはウェット天候用のタイヤを使用していない限り、各ドライバーは決勝レース中に少なくとも1回は各仕様のドライ天候用タイヤ1セットを使用しなければならない。

決勝レースが中断され、再スタートできない場合、決勝レース中にドライ天候用タイヤの両仕様を使うことができなかったすべてのドライバーの経過時間に30秒が追加される。しかしながら、ドライ天候用タイヤの両仕様を使うことなくレースを完走したドライバーは、競技失格となる。

- g) 強い雨によりレースがセーフティカー先導でスタートした場合（第40条16参照）、あるいは第43条5 a) に従って再開された場合、ウェット天候用タイヤの使用が、セーフティカーがピットに戻るまで義務付けられる。
このような状況でセーフティカーが走路上に出動している時に、ウェット天候用タイヤを使用していないドライバーには、第16条3 d) に規定されるペナルティが科せられる。

25.5 タイヤのテスト：

- a) いかなる競技参加者にどの時点で供給されたタイヤも、チーム所有のものであっても、賃借しているものであっても、独特な垂直抗力、タイヤ横揺れ耐性および空力的抗力の測定を除き、回転するフルサ

イズのF 1 タイヤによって生み出される抗力および／あるいはモーメントの測定の場合には、一切の試験装置あるいは車両に使用できない（F 1 車両の使用が承認された走路でF 1 車両が使用する場合を除くが、ロードシミュレーターはどのような種類も除外）。

- b) F 1 リム製造者による製品の保証試験の目的でのみ、その製造者の監視下で抗力制御を測定する場合に、試験装置にタイヤを使用することができる。

26) ウェイニング

26.1 a) すべての走行セッションの終了後あるいは予選セッション中、次のとおり車両重量の検査を行う。

- i) F I Aは第1番ピット（F I Aガレージ）に重量計測装置を設置し、このエリアが重量測定に使用される。
- ii) P 1、P 2あるいはP 3に参加する車両は、これらの走行セッション終了後に無作為に選ばれる。
- iii) Q 1およびQ 2に参加している、その走行セッション中あるいは終了後に無作為に選ばれた車両が、重量測定を受ける。
- iv) ドライバーは合図を受けたなら直接F I Aガレージへと進みエンジンを停止する。

停止の合図を受けたにもかかわらず、それを行わなかったドライバーは、戒告処分を受ける。ただし、当該車両がその後遅滞なくF I Aガレージに戻され、F I Aテクニカルデリゲートが、当該車両がピットに自走していった場合と全く同一の状態に戻されたことを納得することを条件とする。

停止の要請がされたときに停止せず、その後F I Aガレージに戻されず、あるいはF I Aガレージに戻る前に車両に作業がなされた場合は、レーススタートをピットレーンから行うよう求められる。

- v) そこで車両の重量検査がドライバーを伴って実施され、その結果は書面にてドライバーまたはチーム代表者に通知される。
- vi) 予選セッション終了時、Q 3に参加したすべての車両が重量測定を受ける。ドライバーが車両の重量測定前に車から離れたい場合は、後で車両重量にドライバー自身の重量を加算することができるよう、テクニカルデリゲートに自身の体重測定を依頼しなければならない。
- vii) 車両が自力でF I Aガレージに到達できない場合は、その車両はマーシャルの管理下におかれ、そのマーシャルは計測のため当該車両を移動させる。
- viii) 車両またはドライバーは、F I Aテクニカルデリゲートの許可なしにF I Aガレージを離れてはならない。
- ix) 予選セッション中、車両がコース上で停止しドライバーが車両から離れている場合には、ピットレーンへ戻った後、直ちにF I Aガレージへ行きドライバー自身の体重を確定しておかなければならない。

- b) レース終了後、順位認定された各車両は、重量測定を受ける。ドライバーが車両の重量測定前に車から離れたい場合は、後で車両重量にドライバー自身の重量を加算することができるよう、テクニカルデリゲートに自身の体重測定を依頼しなければならない。

- c) 上記a) またはb) における計量時に技術規則第4条1に規定された重量を下回った場合は、当該車

両はその競技会から失格となる場合がある。ただし、その計量結果における重量不足が、車両部品の偶発的損失によるものである場合を除く。

- d) 重量測定に選出された後、決勝レース終了後、または測定中、いかなる物質も車両に加えたり、置いたり、または車両から取り外してはならない（車検委員が役務の権限内で行う作業の場合を除く）。
- e) 車検委員とオフィシャルの他は誰も、F I Aテクニカルデリゲートの特別な許可がない限りF I Aガレージに立ち入ることあるいは居残ることはできない。

26.2 これら重量測定に関わる規則に違反した場合、審査委員会は当該ドライバーに適切と判断するだけグリッド位置を下げるか、あるいはレース失格とする場合がある。

27) 車両および要員の一般要件

27.1 2.0から2.7 GHzの範囲内の電磁放射線は、F I Aの同意書がない限り禁止される。

27.2 事故データの記録：

- a) 各車両は、各競技会および2チーム以上が参加するすべてのテスト走行の間、F I Aの事故データ記録装置を搭載しなければならない。チームは記録装置が常に正常に作動できる状態であることを保証するためにあらゆる努力を払わなければならない。この装置の唯一の目的は、以下の事項の1つまたは複数を確認、記録あるいは制御することにある：
 - i) 事故あるいは事件に関わるデータ。
 - ii) 車載の減速警告灯。
 - iii) ラップトリガー。
 - iv) レースのスタート時の車両の推進開始に使用されるドライバー入力シグナル。
- b) 事故や事件後は、いかなる時も、競技参加者は、F I Aがデータ記録装置を回収および使用できるようにしなければならない。関係するチームの代表は、記録装置から事故や事件に関連するデータがアップロードされている間、それに立ち会うことができる。チームは、データのコピーを入手できる。
- c) 事故の原因に関する結論や、事故に関連するデータは一切、関係するチームとF I Aとの間で合意された報告書の形式においてのみ、公表することができる。

27.3 すべての車両には、F I Aの指定供給業者がF I Aの決定した仕様に製作した車両位置測定装置が取り付けられなければならない。F I Aの見解にておいてそれと同様な機能性能を有することが可能であるとされるその他一切の部品は、いかなる車両にも取り付けできない。

27.4 競技会期間中、車両のいかなる部分であっても隠すようなスクリーン、カバーあるいはその他のいかなる方法の遮蔽物も、パドック／ガレージ／ピットレーンあるいはグリッドにおいて、いかなる時も許されない。ただし、例えば火災より防護する目的などを含め、機械的な理由でそういったカバー類が明らかに必要とされる場合は除く。

上記に加え、以下のことが特に禁止されている：

- a) ガレージ周りでエンジンを交換あるいは移動している際の、エンジン、ギアボックスあるいはラジエターにカバーを使用すること。
- b) ピットレーンにてスタンド上の使用されていないスペアウイングにカバーを使用すること。

- c) スペアフロアなどの部品、燃料装置あるいは工具台車（それらに限らず）を遮蔽物として使用すること。

許可事項：

- d) 破損した車両あるいは部品を覆うためのカバー。
- e) 深さが50mm以下の透明な工具トレイをリアウイングの上に置くこと。
- f) グリッド上でエンジンおよびギアボックスに使用する加熱用あるいは保温用カバー。
- g) 車両をスタートさせるメカニックを火災から保護するために特別に製作されたリアウイングカバー。
- h) タイヤ加熱ブランケット。
- i) タイヤ製造者コード番号（FIAバーコード番号ではない）を覆うカバー。
- j) 夜間パークフェルメにある車両に使用するカバー。
- k) 雨天の際にピットレーンあるいはグリッド上の車両に使用するカバー。

27.5 F1 技術規則第3条18項により許されるドライバーが調整可能な車体

- a) 調節可能な車体は、各サーキットで事前に決められた起動ゾーンのいずれかにてドライバーによってのみ起動することができる。しかしながら視界不良の状況では、レースディレクターはその絶対裁量にて、状況が回復するまでそのようなすべてのシステムの機能を抑止することができる。

調節可能な車体が、3つの予選（Q1、Q2あるいはQ3）のいずれかのセッション中でこのようにして使用不可にされた場合、当該セッションの間はそのまま機能が抑止される。

- b) レースの間の追い越し機会を改善する目的でのみ、調節可能な車体は、ドライバーがレーススタート後またはVSCもしくはセーフティカー出動期間に続いて2周回を完了した後に、ドライバーによって起動することができる。

レースの間では、ドライバーがコントロール電子機器（F1 技術規則第8条2項参照）を経由して使用可能が通知された時にのみ、調節可能な車体を起動することができる。それが使用可能になるのは、各サーキットにて事前に決められた検知ポイントで、ドライバーが先行ドライバーの背後に1秒以内に居る場合に、そのドライバーのみが使用できる。ドライバーがそのシステムを起動した後、最初にブレーキを使用した時点で、コントロール電子機器によりそのシステムは機能を一時抑止される。視界不良な場合、あるいは起動ゾーンで黄旗が提示されている場合、レースディレクターはその絶対裁量にて、状況が回復するまで、あるいは黄旗の提示が終了されるまで、そのようなすべてのシステムの機能を抑止することができる。

FIAは、すべての競技参加者と合議の上で、調節可能な車体の詳細に決められている目的を確実に達成するため、上記の近接時間を調節する場合がある。

- c) ドライバーに先行車と1秒以内にあることを知らせるシステムに故障が発生し、それ故に調節可能な車体の使用が許される場合、競技参加者はレースディレクターに対しそのシステムを無視する許可を求めることができる。このようにして許可が出された場合、ドライバーがその調節可能な車体を使用するのが、先行車との間が1秒以内になった場合のみであることを確実にするのは、当該チームの責務となる。

システムの故障が回復した場合は、当該ドライバーはその後この無効化を利用することはできず、レースディレクターは欠陥が改善された場合にはチームに対して通知する。

- 27.6 いかなる競技参加者も、競技会前の車検開始からレース開始の2時間後までの間に「リザーブエリア」へ立ち入ることのできる競技運営スタッフを、1つの競技会で60名を超えて有することはできない。しかしながら、最初のフォーメーションラップ開始45分前からレーススタート後15分までの間の競技運営スタッフ数は無制限である。疑義を避けるため、ホスピタリティー（接遇）、チームのモーターホーム、スポンサー、マーケティング、広報、保安あるいは競技会場を往復するトラック運転のみを役務とするスタッフは、競技運営スタッフとはみなされない。同様に、1名の医師、一切のリザーブドライバー、あるいはチームの社長、会長、あるいはマネージングディレクターは、上記の数には含まれない。

すべての競技運営スタッフ、制限数に入らない者、および単独レーススタッフのリストが各競技会の前にFIAに提出されなければならない。

28) スペアカー、エンジン、およびギアボックス

- 28.1 各競技参加者は、一競技会期間中に使用可能な車両を、いかなる一時であろうとも最大2台までしか有することはできない。
- 28.2 別のレース車両または予選後にサバイバルセルを変更した車両を使用することを決めたすべてのドライバーは、第38条2に記載されている手順に従ってピットレーンからスタートしなければならない。このような状況下においては、
- a) 当該車両は、第34条の要件に従う必要はない。
 - b) 車両は決勝レースに向けてピットレーンが開放されたときに1周のレコニザンスラップを走行することが認められる。
- 28.3 決勝レースのスタート後は、車両の交換は認められない。
車両の交換は、ドライバーが新しい車両に着座することにより行われたものとみなされ、そのような交換はチームの指定するガレージエリアでのみ行うことができる。
- 28.4 a) 複数チームのドライバーをしていない限り（下記第28条4g）参照）、また下記b) およびc) に記されている追加数を条件とし、各ドライバーは、選手権のシーズンの間、最大4基のパワーユニットを使用することができる。
- b) FIAの同意をもって（その唯一の裁量で）、最初に参加する選手権シーズンの製造者あるいは供給業者の提供するパワーユニットを使用している一切のドライバーについては、上記a) の数が1基増やされる。
- c) 上記a) の数は、選手権の最初の競技会の開始時点で予定されている競技会数が20を超える場合にも1基増やされる。
- d) 上記b) あるいはc) が適用される場合は、下記e) およびf) に規定される数はそれに従い修正される。
- e) 本第28条4の目的のために、パワーユニットは次の6種の別個の構成要素で成るとみなされる：エンジン（ICE）、モータージェネレータ運動ユニット（MGU-K）、モータージェネレータ熱ユニット（MGU-H）、エネルギー貯蔵（ES）、ターボチャージャー（TC）およびコントロール電子機器（CE）。したがって各ドライバーは選手権シーズンの間、上記6構成要素のそれぞれの4つを使用することが許され、それらのどのような組み合わせも、どの時点においても、車両に取り付けができる。
- f) 選手権シーズンの間、構成要素のいずれか4つを超えて使用する場合、当該ドライバーは追加の各要素を使用する最初の競技会にてグリッド位置ペナルティを科される。ペナルティは以下の表に従って適用され、累積する：

構成要素のいずれか第5番目のものを初めて使用	グリッドを10下げるペナルティ。
残りの構成要素のいずれか第5番目のものを初めて使用	グリッドを5つ下げるペナルティ。
構成要素のいずれか第6番目のものを初めて使用	グリッドを10下げるペナルティ。
残りの構成要素のいずれか第6番目のものを初めて使用 以下同様。	グリッドを5つ下げるペナルティ。

一旦車両のタイムトランスポンダーがピットレーンを離れたことを示したならば、パワーユニットあるいは6種の構成要素のいずれかは使用されたものとみなされる。

- g) 選手権シーズン間のどの時点であってもドライバーが変更された場合、パワーユニット使用に関する評価目的においては、変更後のドライバーも当初のドライバーとみなされる。
- h) 当該パワーユニット供給業者と相談の上、FIAは、競技会にてそれらが最初に使用される前に、重要な可動部品がリビルトされたり置き換えられたりすることのないようパワーユニット内の関連構成部品の各々に封印を取り付ける。

競技会と競技会との間にパワーユニット構成部品が使用あるいは分解できないことを確実にするため、決勝後のパークフェルメ終了から2時間以内に、使用されたすべてのパワーユニット構成部品に、排気閉鎖プレート（1気筒につき1つの直径10mmの検査用穴が付いているもの）と、さらに封印が取り付けられる。FIAへの要請により、これらの追加の封印はそのパワーユニットが必要とされる次の競技会の第一次車検開始後に取り外される。このようなすべてのパワーユニットは、車両に搭載されていない間はチームの指定されたガレージエリアになければならず、競技会に参加する資格のある車両に取り付けられている場合を除き、競技会期間中いかなる時も始動させることはできない。

- i) パワーユニット内の関連構成部品が最初に使用された後、FIAの封印が損傷あるいは取り除かれている場合には、それらの部品は封印がFIAの監督下にて取り除かれない限り再び使用することはできない。

28.5 付則4に従いFIAによって公認されたパワーユニットのみが、2014年から2020年選手権シーズンの競技会に使用できる。

28.6 本条項の目的にのみ、競技会とはP3、公式予選および決勝で構成されるものとみなされる。

- a) 各ドライバーは、自身のチームが参加する6つの連続する競技会に1つのギアボックスのみ使用できる。交換されたギアボックスを使用する場合、当該ドライバーは、実施された交換1回につき、その競技会のスターティンググリッド位置を5つ下げられる。

一切の交換後ギアボックスは、当該競技会の残りの部分を完了することのみが求められる。

ドライバーが決勝を完走することができなかった場合（あるいは、競技審査委員会により科された罰則以外の理由でレースをスタートできなかった場合）を除き、競技会終了時点で車両に取り付けられているギアボックスは、その後の連続6競技会に継続して使用されなければならない。テクニカルデリゲートが、チームあるいはドライバーが制御しきれないと認める理由により、6つの競技会の第1、第2、第3、第4あるいは第5の競技会を完走できなかったドライバーは、それに続く競技会を別のギアボックスでスタートすることができ、それについて罰則の適用は受けない。

車両のタイミントランスポンダーが、一旦ピットレーンを出たことを示したならば、ギアボックスは使用されたものとみなされる。

- b) 6つの競技会の第1、第2、第3、第4あるいは第5の競技会を完走したドライバーがその後変更された場合、交代したドライバーは元のドライバーが使用していたギアボックスを引き続き使用しなければならない。

- c) 当該チームと相談の上、F I Aは、一切の重要な可動部品がリビルドされたり置き換えられたりする
ことのないよう、各ギアボックスが最初に競技会で使用される前に、それらに封印を取りつける。
- d) -チェンジギアとドグリング（ファイナルドライブあるいはリダクションギアは除く）は、競技会期間
中いつでも、同一仕様のその他のものに監督下にて交換することができる。ただし、F I Aテクニカル
デリゲートが、当該部品に明らかな物質的損傷があり、そのような交換作業が計画性をもって実施
されていないことを納得することが条件とされる。
- e) 上記d) の場合以外、置き換えのギアボックスも、当初のギアボックスが最初に使用された後にその
F I A封印のいずれかが破損、または取り外された場合には、使用されたものとみなされる。

29) 燃料補給

- 29.1 a) 燃料補給はチーム指定のガレージでのみ実施できる。
- b) 第38条1項にて許されている最初のレコナイズンスラップを行うためにピットレーンを離れた後は
車両に燃料を追加することも取り除くこともできない。
- c) 決勝レースの間、車両に燃料を追加することも車両から取り除くこともできない。
- 29.2 いかなる車両も、0.8リットル/秒を超える流速で給油も、また燃料を除去することもできない。
- 29.3 ドライバーは給油中、自己の車両内に留まることができる。ただし、エンジンを停止させなければならない。
い。
- 29.4 すべての給油あるいは燃料を扱う作業の間：
 - a) 担当要員は、火炎に対して適切な保護機能のある衣類を着用していなければならない。
 - b) 火炎に対して適切な保護機能のある衣類を着用し、適切な容量のある、適した消火器を持った1名の
補助要員が配備されなければならない。
 - c) すべての車両、給油器材および容器は、必要である場合には、適切にアースされていなければならない。
い。
 - d) 燃料の移し替えに使用される動力付きポンプ装置は、ノンラッチ型スイッチによって操作されるか、
操作員が離れた場合に自動的に止まらなければならない。
- 29.5 いかなる車両も、レーススタートの合図が出されてから、各車両がレース終了の合図が出された後にライ
ンを通過するまで、100kgを越えて燃料を消費することは認められない。不可抗力の場合を除き（審
査委員会にそのように認められる場合）、この制限を超えたいかなるドライバーもレース失格とされる。

30) 一般安全規定

- 30.1 ドライバーに対する公式な指示は、国際競技規則に定められたシグナルによって与えられる。競技参加者
は、これらと類似する旗あるいは灯火を一切使用してはならない。
- 30.2 ドライバーは、車両を危険な場所から移動させるのに絶対必要な場合以外は、定められた方向と反対に走
行することを厳禁される。
- 30.3 a) フリー走行、予選、および決勝レース中、ドライバーは定められたトラックのみを使用するものとす
る。また、常にサーキットにおけるドライビングマナーに関する国際競技規則の規定を遵守しなけれ

ばならない。

- b) コースを走行したことによる場合を除き、競技参加者はコース路面のいかなる部分のグリップも改変するよう試みてはならない。

- 30.4 車両がコース上に停止した場合、その車両が他の競技参加者の危険または妨げとならないようできる限り早急に取り除くことは、マーシャルの責務である。いかなる状況であっても、ドライバーは正当な理由なく走路上に車両を止めてはならない。

レース中何らかの機械的支援が車両の走行復帰を招いた場合、審査委員会によって決勝から失格とされる場合がある（下記第30条9 d）の適用の場合を除く）。

- 30.5 車両をコース上に放置するドライバーは、ギアをニュートラルに入れるか、またはクラッチを切り、ERSを停止し、車両にはステアリングホイールを装着しておかなければならない。

- 30.6 主催者は容量が5kgの消火器を最低2個、各競技参加者に対して利用可能とし、それらが正しく機能することを確実にしなければならない。

- 30.7 国際競技規則または本競技規則で特に認められている場合を除き、パドック、チーム指定のガレージエリア、ピットレーンまたはスターティンググリッド以外で、ドライバー以外の者が停止している車両に触れてはならない。

- 30.8 ピットレーンにおいては、いかなる時にも、車両が自己の動力で後進することは許されない。

- 30.9 各走行セッションの15分前から5分後に至るまでの時間、およびレース直前のフォーメーションラップ開始後から最後の車両がパークフェルメに進入するまでの間は、以下を除き、いかなる者もトラック、ピット入り口あるいはピット出口へ立ち入ってはならない。

- a) 業務を遂行中のマーシャルおよびその他許可を受けた者。
 b) 運転中あるいはマーシャルの許可を受けた歩行中のドライバー。
 c) フォーメーションラップのためグリッドを離れることのできる車両がすべて出発した後に、車両を押しすか、またはグリッドから機材を片付けるチーム員。
 d) レーススタート後、グリッドから車両を取り除くため、マーシャルを手伝うチーム員。

- 30.10 決勝レース中、外部始動装置の使用を認められているピットレーンあるいはチーム指定のガレージエリアを除き、エンジンの始動を行えるのはスターターのみである。

- 30.11 フリー走行、予選、および決勝レースに出場するドライバーは、常に国際競技規則に定められているレーシングスーツやヘルメットおよび頭頸部支持具を着用していなければならない。

- 30.12 ピットレーンにおいて、すべてのフリー走行の間は60km/hの制限が適用され、競技会のその他の部分では100km/hの速度規制が適用される。しかしながら、FIA F1セーフティーデリゲートからの勧告があれば、競技審査委員会がこれら制限値を変更できる。

一切のプラクティス走行（フリー走行、予選）の間、速度制限を超えたドライバーのチームは、制限を超える各km/h毎に100ユーロ、最大で1,000ユーロまでの罰金が科せられる。

しかしながら、第18条1に従い、競技審査委員会は、ドライバーの速度違反が何らかの優位を得るためになされたと疑われる場合には、追加の罰則を科すことができる。

決勝レース中にこの制限速度を超えたドライバーに対して、審査委員会から第16条3 a)、b)、c)あるいはd)の何れかのペナルティが科せられる。

- 30.13 車両はいかなる時にも、不必要に速度を落とし不安定な走行、あるいは他のドライバーまたはそれ以外の人に危険を及ぼす可能性があるとみなされる方法で運転できない。これは、そのような車両がコース上を走行中の場合、ピット入口、あるいはピットレーンを走行している場合にも適用される。

予選中および予選終了後、あるいはピット出口が決勝レースのため開放されているレコナイズンスラップ中のピットイン周回に、不要に遅く走行する車両がないことを確実にするため、ピット出口後のセーフティカーラインと、ピット入口手前のセーフティカーラインの間では、F I Aが定めた最大時間以内で走行しなければならない。最大時間は、各競技会の走行セッション第1日目の後にレースディレクターが決定するが、必要であればその後の競技会の最中に修正される場合がある。最大時間は通常、P 1あるいはP 2のドライでの最速タイムの145%を基準とする。

- 30.14 ドライバーが重大なメカニカルトラブルを抱えた場合、安全が確保でき次第トラックを離れなければならない。
- 30.15 インターミディエイトあるいはウェット天候用タイヤで走行する場合は常にリアライトを点灯していなければならない。リアライトが正常に作動していない車両のドライバーに車を停止させるか否かを判断するのは、レースディレクターの裁量に任される。その結果その車両が停止させられた場合、不備が改善されれば復帰することができる。
- 30.16 参加車両につき6名のチームメンバーのみ（全員特別な証明書を発行され、それを着用する）が、フリー走行、予選および決勝レース中、シグナリングエリアへの立ち入りを許される。

16歳未満の者のピットレーンへの立ち入りを禁じる。

- 30.17 警備目的としてF I Aが特に許可した場合を除き、ピットレーン、トラック、パドックあるいは観客エリアへの動物の持ち込みを禁じる。
- 30.18 レースディレクター、競技長、あるいはF I Aメディカルデリゲートは、競技会中いかなる時にもドライバーに対し身体検査を受けるよう要求することができる。

事件後、メディカルウォーニングライトが限界値を超えていたことを示している場合は、ドライバーは遅滞なく競技会のメディカルサービスにより検査を受けなければならない。F I Aメディカルデリゲートはこの検査のために最も適切な場所を決定する。

- 30.19 P 1開始の11時間前から始まる8時間の間、およびP 3のスタート予定時刻の10時間前から始まる7時間*の間に、サーキットのエリア内に車両の運用に何らかの関わりのあるチーム員は立ち入りが禁止される。[*注：この時間は2016年には8時間に増やされる]

各チームは、選手権シーズン中、上記について各々2回の例外が許される。ただし、それらの例外の両方を1つの競技会中に利用することはできない。

疑義を避けるため、ケータリング、メディアあるいはマーケティング専任要員については、上記要件が免除される。

3 1) フリー走行および予選

- 31.1 本競技規則で別に規定される場合を除き、すべての走行セッションにおけるピットレーンおよびトラック上で適用される規則ならびに安全規定は、決勝レースと同一とする。
- 31.2 フリーおよび予選セッションに少なくとも1回も参加していないドライバーは、決勝レースでスタートすることはできない。
- 31.3 すべてのフリー走行および予選中は、すべてピットレーン出口でグリーンライトおよび赤ライトが点灯さ

れる。車両は、グリーンライトが点灯している時のみピットレーンを離れることができる。さらにコース上の車両が接近してくる場合には、青旗および／あるいは青色の点滅灯がピット出口で示され、ピットレーンを離れるドライバーに警告を与える。

- 31.4 各走行日の最終走行セッション終了後と、決勝日にレコニザンスラップ走行を行う車両を出すためにピットレーン出口が開かれる1時間以上前のみ、競技会以外の目的でサーキットを使用することができる。ただし、競技会以外のことを行うことについて、FIAの書面による許可がある場合にはその限りではない。
- 31.5 第1回目と第2回目のフリー走行セッションの間隔ならびに第3回目のフリー走行セッションと予選との間隔は、決して2時間を切ることはならない。
- 31.6 フリー走行、予選中に運転違反があった場合は、審査委員会は当該ドライバーのグリッド位置を適切と判断する数だけ下げることができる。ドライバーが運転違反をしたことが完全に明白でないならば、そのような事件について、通常当該セッション終了後に調査が実施される。適当な場合には、第18条1の条項も考慮される。
- 31.7 フリー走行、予選に参加した際、サーキットで不必要な停車をした、あるいは他のドライバーの妨げとなる不必要な行為を行ったと審査委員会に判断されたドライバーには、第31条6にあるペナルティが科せられる。
- 31.8 事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、フリー走行、予選を中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべてのマーシャルポストで表示することを命じ、中断ライトをライン上において表示することを命ずる。

中断の合図が出された場合は、すべての車両は直ちに減速してピットレーンにゆっくり戻らなければならない。またコース上に放置されたすべての車両は、安全な場所へ移動される。

各走行セッション終了時点で、すべてのドライバーは2度以上ラインを通過することはできない。

- 31.9 競技長はコースをクリアすることや車両を回収するために必要と判断した場合には、何回でも、必要な時間だけ走行セッションを中断させることができる。しかしながら、予選の間に限り、中断の結果セッションは延長される。

1回もしくは数回の走行セッションがこのように中断され、その結果、出走を認められるドライバーの予選結果に影響を及ぼしたとしても、それに対する抗議は受け付けられない。

3.2) フリー走行

- 32.1 フリー走行は以下の通り行われる。
- a) 第一次車検の翌日の10時00分から11時30分まで (P1) と、14時00分から15時30分まで (P2)。
 - b) 決勝日前日の11時00分から12時00分まで (P3)。
- P1とP3の間の予定スタート時刻の間隔は、決して24時間を下回ってはならない。

3.3) 予選セッション

- 33.1 予選セッションは、決勝前日の14時00分から15時00分に開始される。

予選セッションは次のように行われる：

- a) 14時00分から14時18分の間(Q1)、全車両はコース上に出ることが許され、このピリオドの終了時点で、最も遅い8台の車両がその後のすべてのセッションに参加することを禁じられる。

次に、残った18台の車両が達成したラップタイムは消去される。

- b) 14時25分から14時40分の間(Q2)に、残った18台の車両はコース上に出ることが許され、このピリオドの終了時点で、最も遅い8台の車両がその後のすべてのセッションに参加することを禁じられる。

次に、残った10台の車両が達成したラップタイムは消去される。

- c) 14時48分から15時00分の間(Q3)に、残った10台の車両はコース上へ出ることが許される。

上述の手順は、競技会に公式に参加資格のある台数が26台の場合を想定したものである。24台エントリーの場合には7台の有資格車両がQ1およびQ2の終了後に除かれ、22台エントリーの場合には6台の有資格車両がQ1およびQ2の終了後に除かれる、というように、参加資格のある車両台数が少なくなるのに応じて対応する。

- 332 予選中、車両をサーキット上に停止したドライバーは、そのセッションのそれ以降に参加することは認められない。予選中サーキット上に停止し、そのセッションの終了前にピットに戻った一切の車両は、当該セッションの終了までパークフェルメに留め置かれる。
- 333 予選終了時点で各ドライバーが達成したタイムが正式発表される。

34) レース前のパークフェルメ

- 34.1 各チームは、予選の間にチームの両方の車両それぞれが最初にピットレーンを離れる前に、当該車両についてのサスペンション・セットアップシートをFIAテクニカルデリゲートに提出しなければならない。
- 34.2 各車両は、予選セッションの間に最初にピットレーンを出た時より、レースのスタートまで、パークフェルメにあるものとみなされる。予選の間にピットレーンを出られなかった車両はすべて、Q1終了時点でパークフェルメにいるものとみなされる。

この時間の間、車両が夜間パークフェルメに戻る時を除き、以下の作業を行うことができる：

- a) エンジンをかけること。
- b) 燃料の追加または除去、およびフュエルブリーザーの装着。
- c) ホイール、ホイールファスナーとタイヤを取り外すこと、交換すること、あるいは再バランス調整をすること、およびタイヤ空気圧をチェックすること。
- d) エンジン内部の点検およびシリンダー圧チェックのためにスパークプラグを取り外すこと。
- e) 許された加熱または冷却装置の取り付け。
- f) 充電バッテリーの取り付け、および車載の電子ユニットは、車両への物理的な連結を介して自由にアクセスすることができる。
- g) ERSエネルギー貯蔵装置の充電および／または放電すること。
- h) 一旦、FIAテクニカルデリゲートにより封印され、チームが夜間保持することのできるERSエネ

ルギー貯蔵装置を取り外すこと。

- i) メインの電気バッテリー、および無線バッテリーの交換。
- j) ブレーキシステムから液体を排出させることができる。
- k) エンジンオイルの排出。
- l) 圧搾ガスの排出あるいは追加。
- m) 1.1 未満の比重を有する液体を排出および／または補給することができるが、補給に使用される液体類は、当初の液体と同一の仕様でなければならない。
- n) フロントウイングの空力セットアップは、既存の部品を使用して調整することができる。部品の追加、取り外し、あるいは変更は一切されてはならない。
- o) F I Aテクニカルデリゲートが、気象条件の変化により車両仕様の改変を要すると納得した場合は、前後のブレーキ周囲のエアダクトおよびラジエターダクトの変更を行うことができる。上に挙げられた変更は「"CHANGE IN CLIMATIC CONDITIONS" (気象条件の変化)」の告示が公式メッセージ送信システムに表示された後、いつでも行うことができる。その時点から、前後のブレーキ周囲のエアダクトおよびラジエターダクトの選択は自由となり、ピトー管は覆うことも覆わないこともできるが、関連の技術規則に常に従っていることを条件とする。
- p) 車体（ラジエターを除く）を取り外すことおよび／あるいは清掃すること。
- q) 車体の外見上の変更およびテープの追加。
- r) 車両のすべての部分の清掃。
- s) 車載カメラ、マーシャリングシステム構成部品、タイミングトランスポンダーおよびそれらの付属機器の取り外し、再取り付け、あるいは点検。
- t) F I Aテクニカルデリゲートが要求したすべての作業を行うこと。
- u) ドライバーの居住性を改善する変更。この場合の変更は、ミラー、座席ベルトとペダルの調整以外のことは、F I Aテクニカルデリゲートの特別な許可をもってのみ行うことができる。パッド（または類似材質）の追加あるいは除去も認められるが、監督下でのみ実施することができ、F I Aテクニカルデリゲートの要請があれば、除去はレース後重量計測手順開始前に行われなければならない。
- v) ドライバーの飲料用液体はいつでも追加できるが、そのような液体類の容器は1.5リットルを超えてはならない。
- w) 正真の事故による破損を修理すること。
- x) 上述の特に許される作業を行うために、車両から取り外されたすべての部品あるいは必須の安全検査を実施するために取り除かれたすべての部品は、車両の近くに置かれ、常に当該車両の担当車検員が見えるようになっていなければならない。
さらに、そのような作業を行うために、車両から取り外されたすべての部品は、当該車両がピットレーンを離れる前に再度取り付けられなければならない。

上述に挙げられていない作業については、当該チームが書面による要請を行い、F I Aテクニカルデリゲートの承認を得られる場合にのみ着手することができる。チームが装着を望むすべての交換部品は、設計、集合体として、慣性および機能がオリジナルと類似していることが明らかでなければならない。取り外された部品は、すべてF I Aにより保持される。

しかしながら、チームが予選の間および／あるいは決勝スタート前のグリッド上で部品交換を希望する場合には、テクニカルデリゲートにまず許可を求めることなく交換作業を行うことができる。ただし、当該チームにとって、許可を求める時間があるならば許可が得られることを確信するのが妥当であり、破損あるいは損傷したパーツが当該車両担当の車検員に常に完全に視認できる状態であることを条件とする。

- 34.3 予選の終了時点で、少なくとも6台の車両が無作為抽出で選ばれ、さらに検査が行われる。選ばれたことが伝えられたなら、当該チームは車両を直ちにパークフェルメへ移動しなければならない。
- 34.4 予選セッション終了後3時間半以内に、その予選に使用された（あるいは使用されようとしていたがピットレーンを出ることができなかった）すべての車両は、翌日まで安全に保たれることを確実にするため、覆いをかけられ、FIAの封印実施に備えなければならない。マーケティング目的のため、この期限はFIAテクニカルデリゲートに事前に書面による合意をもって、各競技参加者の車両1台について最大2時間延長できる。しかしながら、予選セッション終了後3時間半以降は車両への作業はいかなるものであっても一切実施できない。

車両がひと晩カバーで覆われている間、暖めておくための装置を取り付けることができる。

- 34.5 フォーメーションラップの開始5時間前に、封印およびカバーを外すことが認められるが、車両にはレースのスタートまでパークフェルメ条件が適用される。
- 34.6 競技参加者はパークフェルメ条件下にある車両の一部を改造すること、あるいはサスペンションのセットアップの変更を行うことはできない。本条に違反した場合、当該ドライバーはピットレーンからレースをスタートしなければならない。第38条2に規定されている手順に従わなければならない。

レース前のパークフェルメにて、車両のサスペンションシステムあるいは空力仕様（フロントウイングを除く）について、何らの変更も行われていないことを、車両検査委員が完全に納得できるよう、物理的査察によって、工具無しでは変更を行うことが不可能であることが明確でなければならない。

- 34.7 パークフェルメ条件が適用されている間の車両に、許されていない作業が行われないことを確実にする目的で、各車両につき1名の車両検査委員が割り当てられる。
- 34.8 FIAテクニカルデリゲートの特別合意があれば車両がパークフェルメ条件下にある間でも取り替えることのできる部品のリストがレース前に公開され、すべてのチームに配布される。

35) 記者会見、メディア向け取材機会およびドライバーズパレード

35.1 走行初日前日：

FIAプレスデリゲートが、最初の走行の前日の15:00から1時間にわたりメディアセンターで開催される記者会見へ出席しなければならないドライバーを最大5名選出する。北あるいは南アメリカにて開催される競技会ではこの記者会見は11:00より行われる。これらのドライバーのチームに、会見の最低48時間前までにその旨を通知される。加えて、最大2名のチーム代表者がFIAプレスデリゲートにより選出され、この記者会見に出席する。

35.2 走行初日：

競技会の最初の走行日、最低3名、最大6名のドライバー、および／またはチーム代表者が、（前日の記者会見に出席した者を除く。また、チーム代表者の同意を必要とする）投票または当番制でFIAプレスデリゲートより、競技会中に選出され、16:00から1時間にわたってメディアセンターで開催される記者会見へ出席を義務づけられる。

プロモーターのスケジュールにとって都合の良い日に、すべてのドライバーは、サイン会の求めに応じなければならない。サイン会の時間、場所およびその手順は、プロモーターと商業権保持者との間の取り決

めの後、FIAによってチームに連絡される。

ドライバーは、FIAプレスデリゲートにより要請されるとおり、競技会期間中のすべての適切な時間に、メディアに対して会話をすることができなければならない。

35.3 走行第2日目：

Q1およびQ2で落とされたドライバー全員が、各セッション終了直後にメディア・インタビューに応じなければならない。さらに、Q3に参加したドライバーで予選後記者会見の出席要請がされないドライバー全員も、Q3終了直後にメディア・インタビューに応じなければならない。

予選セッションの直後、予選順位上位3名のドライバーは、ユニラテラルルームにおけるテレビインタビュー、およびその後メディアセンターで最大30分間にわたり開催される記者会見に出席できるようにしなければならない。

35.4 決勝日：

すべてのドライバーは、決勝レース1時間30分前のドライバーズパレードに参加しなければならない。競技参加者はFIAプレスデリゲートよりパレードの詳細を渡される。

レース終了前にリタイヤしたドライバーは全員、パドックに戻った後、メディア・インタビューに応じなければならない。

上位3位に入らず完走したドライバーは、レース終了直後にメディア・インタビューに応じなければならない。

レースの間、各チームは正式に許可されたTVクルーによるインタビューに、少なくとも1名の上級スポーツマンを対応させなければならない。

36) グリッド

36.1 Q1の間、ベスト予選ラップタイムがそのセッションの間に達成されたファステストタイムの107%を超えるドライバー、あるいはタイムを達成できなかったドライバーはすべて、レースに参加が認められない。フリー走行で達成したラップタイムは適当であったなど、例外的な状況下では、競技審査委員会によってその車両のレース参加が認められる場合がある。

このような方法で受け入れられた一切のドライバーは、その他すべてのペナルティが適用された後で、スターティンググリッド最後尾に着く。

このような方法で2名以上のドライバーが受け入れられた場合、P3の認定順位の順でグリッドに配置される。

36.2 a) グリッドは、以下の通りに配列される：

- i) 最後の8つのグリッドは、Q1で排除された車両に、その中でも最速の車両を19番目として割り当てられる。
- ii) その次の8つのグリッドは、Q2で排除された車両に、その中でも最速の車両を11番目として割り当てられる。
- iii) 前から10のグリッドは、Q3に参加した車両に割り当てられ、最高タイムを記録したドライバーが、前年に開催された時のポールポジションのグリッド位置からスタートすることとなるが、新規開催のサーキットにおいては、FIAセーフティーデリゲートによってその位置が決定される。

Q 1、Q 2、またはQ 3で2名以上のドライバーが同タイムの場合には、そのタイムを先に達成したドライバーが優先される。

選手権のエントリー車両台数が26台に満たない場合は、第33条1に従い上記の条文に適切な修正を加える。

- b) Q 2、またはQ 3で2名以上のドライバーがタイムを出せなかった場合、そのドライバーは以下の順に整列される：
- i) 計測周回に出走し、予選タイムを達成することを試みたドライバー。
 - ii) 計測周回に出走できなかったドライバー。
 - iii) ピリオドの間にピットを出ることができなかったドライバー。
- c) 上記a) およびb) に従い一旦グリッドが確立されたならば、当該複数ドライバーに対しグリッドポジション・ペナルティが違反を犯した順に科せられる。第28条4 a) または28条6 a) のもとで複数のドライバーがペナルティを受けた場合、エンジンまたはギアボックス交換が実施されたことをテクニカルデリゲートに最初報告したチームのドライバーが優先される。
- d) 第28条4 a) または28条6 a) のもとでペナルティを受けた一切のドライバーは、理由のいかんを問わず予選タイムが抹消されたすべてのドライバーに優先する。

2名以上のドライバーが上記b) あるいはd) のひとつのカテゴリーに当てはまる場合のグリッド配列は、予選の前のピリオドで認定された順とし、Q 1の場合はP 3で認定された順とする。

- 36.3 スタートグリッドがフォーメーションラップ開始の最低4時間前に発表される。車両がスタートできない（あるいはスタートする準備ができないと考える十分な理由がある）競技参加者は、すべてその理由のいかんに関わらず、審査委員会にその旨をできるだけ早く、いかなる場合にも少なくともフォーメーションラップ開始の1時間15分前までには、伝えなければならない。もし1台以上の車両が出場を取り消した場合には、グリッドは順次位置をつめるものとする。最終スタートグリッドはフォーメーションラップ開始の1時間前に発表される。
- 36.4 グリッドは1×1のスタッガードフォーメーションとし、グリッドの列は16m離すこととする。

37) ミーティング

- 37.1 レースディレクターを議長とするミーティングは走行初日前日の16:00と走行初日の17:00に行われる。最初のミーティングにはすべてのチームマネージャーが出席しなければならない、翌日のミーティングにはすべてのドライバーが出席しなければならない。

レースディレクターがそれ以外にもミーティングを行うことが必要であると判断した場合、レースの3時間前に開催されるものとし、その旨、予選終了後3時間以内に競技参加者に通知される。すべてのドライバーおよびチームマネージャーが出席しなければならない。

38) スタート手順

- 38.1 フォーメーションラップ開始30分前に、ピット出口は開放され、車両はピットレーンから離れることが認められ、レコニザンスラップ走行を1周行う。この周回後、各車両はスタート順にグリッドにつきエンジンを切って停止する。

レコニザンスラップを2周以上行うことを希望する車両は、各ラップとラップの間にピットレーンを十分

減速しながら通過しなければならない。

この時ピット出口に行こうとするすべてのドライバーは一定の速度で一定のスロットルで進まなければならない。これは、ドライバーが自己のガレージからピット出口へ進もうとしている、あるいはレコニザンストラップの間でピットレーンを通過する場合のいずれであってもピットレーン全域に適用される。

レコニザンストラップを完了せずグリッドに自力で到着しない一切の車両は、グリッドからレースをスタートすることは認められない。

- 38.2** フォーメーションラップ開始の17分前に、警告音によりピットレーン出口閉鎖2分前が合図される。

フォーメーションラップ開始の15分前に2度目の警告音とともにピットレーン出口が閉鎖される。この時点でピットレーンに残っている車両は、ピットレーン出口に自力で到達することを条件としてピットレーンからスタートできる。2台以上の車両がピットスタートとなった場合には、予選結果順に並ばなければならない。しかしながら、5分前シグナルの提示後にピットレーン出口に到着した一切の車両は、ピット出口にすでに並んでいるすべての車両の後ろからスタートしなければならない。

そのようなすべての車両は、スタート後すべての車両がピットレーン出口を最初に通過した時点でレースに参加することができる。

- 38.3** スタートの接近は、フォーメーションラップの開始10分前、5分前、3分前、1分前、および15秒前に、警告音を伴うシグナルによりアナウンスされる。

10分前シグナルが提示されたら、ドライバー、オフィシャル、チームの技術スタッフを除き、全員がグリッドから退去する。

- 38.4** 3分前シグナルが提示された時、グリッドにいるすべての車両は、ホイールを装着していなければならない。このシグナル後のホイールの取り外しはピットレーンで、またはレース中断の間グリッドでのみ許される。

3分前シグナル提示時にすべてのホイールを完全に装着していない車両のドライバーには第16条3 d) に規定されるペナルティが科せられる。

- 38.5** 1分前シグナルが提示されたら、エンジンを始動し、チームのスタッフは15秒前シグナルが提示される前にすべての機材を持って全員グリッドから退去しなければならない。

15秒前シグナルが出された後で、いかなるチーム員あるいはチーム器材がグリッド上に残っている場合、当該車両のドライバーは第38条2項に明記されているように、ピットレーンからレースをスタートしなければならない。ピットレーンからレースをスタートできなかったドライバーには第16条3項(d)のペナルティが課される。

15秒前シグナルが提示された後で援助が必要となった場合、そのドライバーは腕を上げて知らせなければならない。グリッドを離れることのできる残りの車両が出発した後に、マーシャルはピットレーンにその車両を押し戻すよう指示される。

上述のいずれの場合も、イエローフラッグを持ったマーシャルが当該車両の後方に立ち、後ろのドライバーに警告を与える。

- 38.6** グリーンライトが点灯されたら、車両は、ポールポジションのドライバーを先頭にフォーメーションラップを開始する。

グリッドを離れる際すべてのドライバーは、ポールポジションを通過するまで、ピットレーンの速度制限を遵守しなければならない。

マーシャルはグリッドを離れることのできた車両が出発した後、直ちにグリッドに残っている車両を最短

経路を通ってピットレーンに押し戻すよう指示を受ける。グリッドから押し出されたドライバーは車をスタートさせようと試みることはできず、マーシャルの指示に従わなければならない。

38.7 このフォーメーションラップ走行中はスタート練習をすることが禁止され、フォーメーションは可能な限り整然と保たなければならない。

38.8 フォーメーションラップ中の追い越しは、遅れてしまった車両があり、その後ろの車両がその車両を追い越さないと隊列の残りを不当に遅らせることになってしまう場合にのみ許される。この場合、ドライバーは元のスタート位置を取り戻す場合においてのみ追い越しが許される。このようにして遅れたドライバーで、最初のセーフティカーラインに到達する前に自己の当初のスタート順を取り戻すことができないドライバーは、ピットレーンに侵入し、第38条2に規定されたとおりにピットレーン終点よりスタートしなければならない。

ピットレーンに進入することができなかつたドライバーが、最初のセーフティカーラインに到達する前に当初のスタート順を取り戻せていなかった場合、当該ドライバーには第16条3項(d)に基づくペナルティが課される。

38.9 車両がフォーメーションラップ終了後スターティンググリッドに戻ったら、それぞれのグリッドにエンジンをかけたまま停車する。

スタート方式はスタンディングスタートとし、常任スターターが操作するライトにより合図が出される。

一旦全車両が停止すると、5秒前のライトが点灯し、4秒前、3秒前、2秒前、1秒前とライトが続く。1秒前ライトが点灯した後の直後、すべての赤ランプが消えるとレーススタートとなる。

38.10 決勝レーススタートの間、FIAセーフティデリゲートに特に許可を得ていない限り、ピットウォールは、各チーム員2名、オフィシャルおよび消火マーシャル以外は一切立ち入り禁止とする。

38.11 フォーメーションラップ終了時スターティンググリッドに帰着後、問題が生じた場合は以下の手順を適用すること。

- a) 正常にスタートすることができない可能性のある問題が生じた車両のドライバーは、直ちに両腕を頭上に高く挙げ、その列担当のオフィシャルは、直ちにイエローフラッグを振動表示する。レースディレクターがスタートを遅らせることを決定した場合、中断ライトのスイッチが入れられた後、2秒間グリーンライトが点灯され、「"EXTRA FORMATION LAP" (追加のフォーメーションラップ)」と表示されたボードが提示され、問題が発生した車両がピットレーンに移動されている間、追加となったフォーメーションラップを走行できる車両はそれを完走しなければならない。

追加のフォーメーションラップを完了するためにグリッドを離れた際に、すべてのドライバーは、ポールポジションの位置を通過するまで、ピットレーンの速度制限を遵守しなければならない。

チームはその後、問題解決を試みることができ、解決することができたならば、その車両はピットレーン出口からスタートすることができる。このようにしてピットレーン出口からスタートする車両が2台以上ある場合、そのスタート順はピットレーン出口にたどりつくことができた順により決定される。

この状況が発生するたびに、レースは1ラップずつ短縮される。

- b) その他の問題が発生し、レースディレクターがスタートを遅らせることを決定した場合、以下の処置がとられる。

- i) レースがスタートしていない場合は、中断ライトが点灯し、「"DELAYED START" (スタート遅延)」と表示されたボードが提示される。エンジンをすべて停止するものとする。新たなフォーメーションラップが5分後に開始され、レース周回距離を1ラップ削減するものとする。その

次に出されるのは3分前シグナルである。

このような遅延の間、グリッド上でのタイヤ交換は認められない。

この状況が発生するたびに、レースは1ラップずつ短縮される。

- ii) レースがスタートしている場合は、グリッド脇のマーシャルが、車両がグリッド上に停止していることを他のドライバーに知らせるため、イエローフラッグを振動表示する。
- iii) レーススタート後、スターティンググリッド上で車両が動かなくなった場合には、かかる車両を最短時間経路でピットレーンに押し戻すのは、マーシャルの責務である。グリッドから押し出されたドライバーは車をスタートさせようと試みることはできない。
- iv) 車両が一旦ピットレーンに入ったならば、当該ドライバーのメカニックはピットレーンからスタートする試みを行ってよい。そこで車両がスタートすれば、当該ドライバーはレースに復帰することができる。こうした手順において、ドライバーおよびメカニックは、トラックマーシャルの指示に常時従わなければならない。

38.12 本規則第38条11が適用され、スタート手順が何度繰り返されようと、その結果どれだけレースが短縮されようとも、それにかかわらずそのレースは選手権の1戦とみなされる。

38.13 反則スタートに対しては第16条3c)あるいはd)のペナルティが科せられる。その判断は、所定の方法で車両への取り付けが義務づけられているFIA供給のトランスポンダーを使用して行われる。

38.14 下記の場合に限りスタート手順の特例が認められる。

- a) 5分前のシグナルが表示されてからレーススタートまでの間に雨が降りだし、レースディレクターの意見でチームにタイヤ交換の機会を与えるべきであると判断された場合は、ライン上で中断ライトが表示され、スタート手順は10分前の時点から再開される。
- b) 決勝レースのスタートが迫っていて、かつコース上の水量が多く、たとえウェット天候用のタイヤを用いたとしても安全性に問題があるとレースディレクターが判断した場合には、中断ライトがライン上で提示され、遅延予定に関する情報が公式メッセージ送信システムに提示される。スタート時刻がわかると直ちに、少なくとも10分前の警告が知らされる。
- c) レースがセーフティカーの先導のもとスタートされた場合には、第40条16が適用される。

38.15 審査委員会は、裁定のための補助としてビデオやその他の電子機器を使用することができる。審査委員会は審判員の判定をくつがえすことができる。スタート手順に関する国際競技規則あるいは本競技規則の規定に違反した場合、当該車両およびドライバーは失格となる場合がある。

39) レース

39.1 決勝レース中、ピットレーンを離れるドライバーは、ピットレーン出口の信号が緑色の時のみ、自己の責任のもとにそれを行うことができる。コース上に接近してくる車両がある場合は、青旗を持ったマーシャルおよび/あるいは青色の点滅灯でドライバーに警告を与える。

40) セーフティカー

40.1 FIAのセーフティカーを、FIA指名のドライバーが運転し、全競技車両を認識できるFIAのオブザーバーが同乗する。オブザーバーはレースコントロールと常時無線連絡が取れる状態になっている。

40.2 フォーメーションラップのスタート時間より30分前から、セーフティカーがグリッドの前方の位置につ

き、5分前シグナルが提示されるまでその位置に留まる。この時点で（下記第40条16の場合を除く）、セーフティカーはサーキットを完全に1周し、所定の位置につく。

40.3 競技長の指示により、レースを非競技化するためにセーフティカーが使用される場合がある。

セーフティカーは、競技参加者またはオフィシャルが危険な状況または走路付近にいる状態ではあるがレースを中断するほどではない場合にのみ使用される。

40.4 セーフティカー出動の命令が下された場合、公式メッセージ送信システムに「"SAFETY CAR DEPLOYED"（セーフティカー出動）」というメッセージが表示され、すべてのF I A灯火パネルには"S C"が表示され、すべてのマーシャルのポストはイエローフラッグの振動表示と"S C"ボードを表示し、セーフティカーの活動の間保持する。

40.5 いかなる車両もセーフティカーが出動中のどの時点であっても、不必要に遅くまたは不安定な走行する、または他のドライバーあるいはそれ以外の人に対して危険を及ぼす可能性があるような方法で運転できない。これは、かかる車両がコース上にいる場合にも、ピット入り口あるいはピットレーンで走行中である場合にも適用される。

40.6 セーフティカーはオレンジ色の灯火を点灯させながら、レースの先頭車両の位置に関係なくトラックに合流する。

40.7 すべての競技車両は減速し、レース中セーフティカーの後方に車両10台分以下の車間距離を保ち、整列しなければならない。「"SAFETY CAR DEPLOYED"」のメッセージが公式メッセージ送信システムに表示された時点から各車両が第1セーフティカーラインを2回目に通過する時まで、ドライバーが十分に減速して走行することを確実にするため、ドライバーは、各マーシャルセクターについて少なくとも1回は（マーシャルセクターは各F I A灯火パネルの間の走路の区画と定義される）、F I A ECUが設定した最低タイム以上をかけて走行していなければならない。

審査委員会は、上記に求められる最低タイム以上での走行をできなかった一切のドライバーに、第16条3項a)、b)、c)またはd)のいずれかのペナルティを課すことができる。

40.8 下記a)～h)の場合を除いて、セーフティカーがピットに戻った時、車両が最初に第1セーフティカーラインを通過するまで、ドライバーはセーフティカーを含め他車の走路上での追い越しが禁止される。しかしながら、セーフティカーが最終週の開始時点になってもまだ出動中である場合、あるいは最終周で出動することになった場合、第40条15が適用される。

以下は例外とする：

- a) ドライバーがセーフティカーにより追い越しを指示された場合。
- b) 下記第40条12あるいは40条16の場合。
- c) ピットに入ろうとしている時に、ドライバーは第1セーフティカーラインに到達した後で、セーフティカーを含めたコースに残っているその他の車両を追い越すことができる。
- d) ピットを出ようとしている時に、ドライバーは第2セーフティカーラインに到達する前に、セーフティカーを含め、その他の走路上の車両を追い越すまたは車両に追い越されることができる。
- e) セーフティカーがピットに戻ってくる時、第1セーフティカーラインに到達した後で、走路上の車両に追い越される場合。
- f) ピット入口、ピットレーンあるいはピット出口にいる間に、ドライバーは同じくこの3つのエリアにいるその他の車両を追い越すことができる。
- g) セーフティカーがピットレーンを使用中（下記第40条11参照）に指定のガレージエリアに停止し

ている車両が追い越される場合。

h) 明らかに問題が発生して速度を落としている車両の場合。

40.9 競技長から指示があった場合、搭乗するオブザーバーは、セーフティカーと先頭車両の間にいる車両に対してグリーンライトを使ってセーフティカーの前に出よう合図する。これらの車両は減速したまま他の車両を追い越したりせず走行を続け、セーフティカー後方の車列につく。

40.10 下記第40条12項の場合を除き、セーフティカーは、少なくとも先頭車両がその後方につき、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続ける。

一旦セーフティカーの後方についたなら、レース先頭車両は、セーフティカーの後方車両10台分以内の車間距離を保たなければならない（下記第40条13の場合を除く）。

40.11 特定の状況下では、競技長はセーフティカーにピットレーンを使用することを要請できる。この場合、セーフティカーのオレンジ色の灯火が点灯していることを条件として、全車はセーフティカー後方に続いて追い越しをすることなくピットレーンに進まなければならない。この状況にてピットレーンに入った車両は自己のガレージエリアに停車することができる。

セーフティカーがピットレーンを使用するよう要請された場合を除き、セーフティカーが出勤中、タイヤ交換の目的でない限り、いかなる車両もピットへ進入することはできない。

40.12 競技長がそうすることが安全であると判断し、公式メッセージ送信システムに「"LAPPED CARS MAY NOW OVERTAKE"（周回遅れ車両は追い越し可）」と表示された場合には、先頭車両に周回遅れにされていたすべての車両は、先頭車両と同一周回（リードラップ）にいる車両およびセーフティカーを追い越すことが求められる。これは、セーフティカーが出勤した後で、第1セーフティカーラインを2回目に超えた周回の終了時点でラインを越えた時に周回遅れとなっていた車両にのみ適用される。

先頭車両と同一周回にいる車両およびセーフティカーを追い越した後、追い越しをすることなく適切な速度でコースを進み、セーフティカー後方の車両隊列の最後尾につくようあらゆる努力をする。先頭車両と同一周回にいる車両は、追い越されている間、それが安全に遂行されるよう、レーシングラインを離れることが避けられない場合でない限り常にレーシングラインにとどまっていなければならない。競技長がセーフティカーの存在が引き続き必要であると判断しない限り、最後に追い越された車両が先頭車両を追い越したら、セーフティカーは次の周回の終了時点でピットへ戻る。

競技長が、コース状況が追い越しに適さないと判断した場合には、「"OVERTAKING WILL NOT BE PERMITTED"（追い越し不可）」のメッセージが公式メッセージ送信システムに表示される。

40.13 競技長がセーフティカーを呼び戻しても安全であると判断した時は、「"SAFETY CAR IN THIS LAP"（セーフティカーはこの周回で入る）」のメッセージが公式メッセージ送信システムに表示され、セーフティカーはすべてのオレンジ色の灯火を消す。これはセーフティカーがその周回が終了した時点でピットレーンに入ることのチームおよびドライバーへの合図となる。

この時点でセーフティカー後方に位置する先頭車両が走行ペースを決めることができ、必要であればセーフティカーとの車間距離を車両10台分以上としても構わない。

セーフティカーがピットへ戻る前に事故を起こす可能性を避けるため、セーフティカーの灯火が消された時点から、ドライバーは一貫性を欠く加速あるいはブレーキングのない、また、他のドライバーを危険にさらす、あるいは再スタートの妨げとなるようなその他一切の行為のない一定ペースで進まなければならない。

セーフティカーがピット入口に進入すると同時に、イエローフラッグと"SC"ボードが撤去され、決勝レ

ース最終周を除き、それらに代ってライン上にてグリーンライト点灯を伴うグリーンフラッグの振動表示がされる。これらは最終車両がラインを通過するまで振動表示される。

- 40.14 セーフティカーが出動中の各周回は、レース周回として数えられる。
- 40.15 セーフティカーが最終週の開始時点になってもまだ出動中である時、あるいは最終周で出動することになった時、最終週の終了時点でセーフティカーはピットレーンへ入り、競技車両は追い越しをすることなく通常通りチェッカーフラッグを受ける。
- 40.16 ある特定の状況において、レースがセーフティカーの先導によりスタートする、あるいは4.3条5 a) に従い再開する場合がある。何れの場合も、10分前シグナルの時点でオレンジ色の灯火が点灯される。これは、セーフティカーの先導によりレースがスタートする（または再開する）ことをドライバーに知らせる合図である。同時にこれを確認するメッセージが公式メッセージ送信システムに表示される。

グリーンライトが点灯したら、セーフティカーはグリッドを離れ、すべてのドライバーはグリッド順位に従い車両10台分以内の車間距離で走行し、ポールポジションの位置を通過するまで、ピットレーンの速度制限を遵守しなければならない。その決勝スタートではフォーメーションラップは行わず、グリーンライトが点灯した時点でレースがスタートする。

追い越しは、以下の場合にのみ許される：

- a) グリッドを離れる際に遅れてしまった車両があり、その車両を追い越さないと、後続の車両が隊列の残りを不当に遅らせることになってしまう場合。あるいは、
- b) ピットレーンスタートとなる車両が複数台あり、そのうちの1台が不当に遅れる場合。

いずれの場合にも、ドライバーは元のスタート位置、あるいはレースがスタートしたときにピット出口に並んだ順序を取り戻す場合においてのみ追い越しが許される。

このようにして遅れてしまい、第1セーフティカーラインに到達する前に当初のスタート順を取り戻すことができないドライバーは、ピットレーンに入らなければならない。全隊列がピットレーン出口を通過し終えた後でのみ、レースに合流（または再合流）することができる。

ピットレーンに進入することができなかったドライバーが、最初のセーフティカーラインに到達する前に当初のスタート順を取り戻せていなかった場合、当該ドライバーには第16条3項（d）に基づくペナルティが課される。

4.1) パーチャルセーフティカー (VSC)

- 41.1 競技長の指示により、レースを中立化するためにVSC手順が開始される場合がある。
通常VSCが使われるのは、走路のいずれかの区間で二重の黄旗の振動表示が必要とされ競技参加者あるいは競技役員が危険に晒されている可能性があるが、セーフティカーを出動させることが正当化されるほどの状態ではない場合である。
- 41.2 VSC手順開始の指令が出されると、"VSC DEPLOYED"のメッセージが公式メッセージ送信システムに表示され、FIAのすべての灯火パネルに"VSC"と表示される。
- 41.3 VSC手順が使用されている間、一切の車両は不要に遅くあるいは不規則な動きで、またはその他のドライバーもしくは一切の他者を危険に晒すような方法で運転されてはならない。これは、一切のそのような車両が、走路、ピット入り口あるいはピットレーンのいずれで運転されている場合にも適用される。
- 41.4 VSC手順が使用されている間は、タイヤ交換の目的以外で、車両はピットに進入することはできない。
- 41.5 すべての競技車両は減速し、各マーシャルセクターについて少なくとも1回は（マーシャルセクターは各

F I A 灯火パネルの間の走路の区画と定義される)、 F I A E C U が設定した最低タイム以上をかけて走行していなければならない。

審査委員会は、上記の最低タイム以上での走行をできなかった一切のドライバーに、第16条3項a)、b)、c) またはd) のいずれかのペナルティを課することができる。

41.6 下記a) ~ d) に挙げられる場合を除き、V S C 手順が使用されている間は、いかなるドライバーも他車を走路上で追い越すことはできない。

例外は：

a) ピットへ入ろうとしている時、最初のセーフティカーラインに到達した後、走路に残っているその他の車両を追い越すことができる。

b) ピットを出ようとしている時、第二セーフティカーラインに到達する前で、ドライバーは走路にいるその他の車を追い越すことあるいは追い越されることができる。

c) ピット入り口、ピットレーンあるいはピット出口にいる場合、ドライバーはその3箇所のうちの1箇所にいるその他の車両を追い越すことができる。

d) 明らかな問題が発生して低速で走行する一切の車両がある場合。

41.7 競技長がV S C 手順を終了させることが安全であると判断した場合、"VSC ENDING"のメッセージが公式メッセージ送信システムに表示され、その後10秒から15秒後の任意の時にF I A 灯火パネルに表示されている"VSC"が緑色に変わり、ドライバーは即時レース継続をすることができる。30秒後、緑色のライトが消される。

41.8 V S C 手順が進行中に完了される各周回は、レースラップとして算入される。

4.2) レースの中断

42.1 競技参加者あるいは競技役員の身体に、走路上を走行する車両による危険が差し迫っている場合、セーフティカー後方であっても競技長が安全を確保できる余地がないと判断する場合、レースは中断される。

決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべてのマーシャルポストで、また中断ライトをライン上において提示することを命ずる。

42.2 中断のシグナルが出されたら、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖され、そして全車はピットレーンまでゆっくりと進む。ピットレーンに最初に到着した車両は、直接ピット出口へとファストレーンを使用して進み、その他すべての車両は最初の車両の後ろに一列に整列する。

42.3 コースが閉鎖されたことによりピットレーンに戻ることができなくなった車両は、コースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻され、レースが中断される前の順に配列される。

加えて、レースが中断された時点でピットレーンあるいはピット入口にいたすべての車両は、レースが中断される前に占めた順序に配列される。

いかなる場合にも、順序は、すべての車両の位置を決定することが可能な最終時点のものを採用する。すべてのそのような車両は、その後レースを再開することを許される。

セーフティカーが、その後ファストレーンの車両列の先頭に進み出る。

42.4 レース中断の間は、

a) レースも計時システムも停止することはない。しかしながら、第5条3に従いレース中断の時間は、

2時間の最大時間に追加される。

- b) 車両が一旦赤旗ライン後方に停止したならばファストレーン上で、作業を行うことができるが、この場合の作業がレースの再開の妨げとなってはならない。
- c) ピットレーン上には、チーム員とオフィシャルのみが立ち入りを認められる。

42.5 FIAにより要請されない限り、車両は、レースが中断されている間、ファストレーンから移動することはできない。車両がファストレーンからピットレーンのその他いずれかの部分に移動された一切のドライバーに、第16条3項(c)のペナルティが科せられる。

ドライバーは常にマーシャルの指示に従わなければならない。

4.3) レースの再開

43.1 遅延はできる限り早く保たれ再開の時刻がわかると直ちに、チームは公式メッセージ送信システムを通じて知らされる。いかなる場合にも、少なくとも10分前の警告が知らされる。

43.2 スタート再開前に、10分前、5分前、3分前、1分前、及び15秒前のシグナルが表示される。それらの何れのシグナルも警告音を伴うものとする。

43.3 3分前シグナルが提示された時、すべての車両はホイールを装着していなければならない。このシグナル以降のホイールの取り外しは車両がファストレーンから移動された場合、またレースのさらなる中断の間にのみ許される。

3分前シグナル提示時にすべてのホイール装着がされていない車両、あるいはレースが再開された後でピットレーンを離れる前にホイールのいずれかを交換した車両はすべて、第16条3 d)に規定されるペナルティが科せられる。

2分前シグナルの時点で、レースが中断された時点で先頭車両に周回遅れとされていたすべての車両に加え、セーフティカーと先頭車両の間にいるすべての車両は、ピットレーンを出て、追い越しをすることなくもう1周を完了することが認められ、レースが再開されたときにピットレーンを離れたセーフティカーの後方の車両隊列に着く。

43.4 1分前シグナルが提示されたら、エンジンを始動させること。チームのスタッフはすべて、15秒シグナルが提示されるまでに、すべての機材を持ってファストレーンから退去しなければならない。15秒シグナルが提示された後で援助が必要となったドライバーは、腕を挙げなければならない。ピットレーンを離れることができる残りの車両が出発すると、マーシャルが車両をスローレーンに押すよう指示される。この場合、黄旗を持ったマーシャルが当該車両の脇に立ち、後ろのドライバーに警告を与える。ドライバーはピットレーンを出ることのできない一切の車両を追い越すためにファストレーンを出ることができる。

43.5 レースはグリーンライトが点灯すると、セーフティカーの先導で再開される。セーフティカーは、以下の状況でない限り、1周回後にピットに入る：

- a) ウェットコンディションでレースが再開され、レースディレクターが1周回よりさらに周回が必要であると判断する場合は、第25条4 g) および第40条16を参照。
- b) すべての車両がまだセーフティカーの後方に揃ってない。
- c) さらに介入が必要な事件が重ねて発生している。

グリーンライトが点灯すると、セーフティカーはピットレーンを離れ、すべてのドライバーは、車両10台分以内の車間距離以下を保って続かなければならない。

- 43.6** 追い越しは、ファストレーンでその位置を離れる際に遅れてしまい、その後ろの車両がその車両を追い越さないと隊列の残りを不当に遅らせることになってしまう場合にのみ許される。

ドライバーはレース中断前の順序を取り戻す場合においてのみ追い越しが許される。

このようにして遅れてしまい、第1セーフティカーラインに到達する前に当初のスタート順を取り戻すことができないドライバーは、ピットレーンに再び入らなければならず、全隊列がピットレーン出口を通過し終えた後でのみ、レースに合流することができる。

第1セーフティカーラインに到達する前に当初のスタート順を取り戻すことができない場合に、ピットレーンに進入しなかった一切のドライバーには、第16条3(d)に基づくペナルティが課せられる。

- 43.7** 審査委員会の意見により、この周回中に不必要に他の車両を追い越したと判断されたドライバーに対しては、第16条3c)あるいはd)の何れかのペナルティが科せられる。

この周回の間は、第40条13、第40条14、第40条15、および第40条16が適用される。

- 43.8** レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。

4.4) フィニッシュ

- 44.1** レース終了の合図は、第5条3に従い、先頭車両が所定のレース距離を走破した時点で直ちにライン上で表示される。

- 44.2** いかなる理由にせよ先頭車両が所定の周回数を完走する前、または規定の時間が経過する前にレース終了の合図が出された場合は、その合図が出される前に先頭車両がラインを最後に横切った時点でレースは終了したものとみなされる。

また、いかなる理由にしろ、レース終了の合図が遅れて表示された場合には、レースはそれが終了すべきであった時点で終了したものとみなされる。

- 44.3** レース終了の合図を受けた後、すべての車両は、不必要な遅れを生じさせることなく、何か物を受取ったり、あるいは援助（マーシャルの援助が必要な場合を除く）を受けたりすることなく、定められたコースを通過して直接レース後のパークフェルメに進むものとする。

第30条4および上記についての例外は、優勝ドライバーがパークフェルメに到着する前に優勝を祝う行為を行う場合で、その行為は以下であることが条件とされる：

- a) 安全に配慮し、その他ドライバーやオフィシャルを危険にさらすことなく実施される。
- b) 当該ドライバーの車両の合法性に疑義を生じない。
- c) 表彰式典を遅延させない。

自力でレース後のパークフェルメへ到達できない完走車両は、マーシャルの管理のもと、パークフェルメへ移動される。

4.5) 決勝レース後のパークフェルメ

- 45.1** 決勝レース後のパークフェルメには、担当オフィシャルのみが立ち入りを許される。当該オフィシャルの許可を得ない限り、いかなる介入も許されない。

- 45.2** パークフェルメを使用する場合は、パークフェルメ規則が、ラインからパークフェルメ入口までの間における範囲で適用される。
- 45.3** パークフェルメは、許可を得ていない、いかなる者も立ち入らないように保たれていなければならない。

4.6) 順位

- 46.1** 第1位の車両は、所定のレース距離を最短時間で走破した車両、または妥当な場合にはスタート2時間後（レースが中断された場合にはそれ以上、第5条3参照）に先頭でラインを通過した車両とする。すべての車両の順位は、達成した周回数の順に決定されるが、同一周回数の場合はラインを通過した順序とする。
- 46.2** 走行周回数が、優勝車両の周回数の90%（端数切捨）に達しない車両は順位の認定を受けられない。
- 46.3** レース終了後、公式順位が発表される。この発表のみが、国際競技規則および本競技規則に基づいてなされる修正の対象となりうる有効な結果である。

4.7) 表彰式および競技会後の記者会見

- 47.1** 1位、2位、3位でレースをフィニッシュしたドライバーおよび優勝したコンストラクターの代表者は、付則3で定める表彰式次第に従って、ポディウムにおける表彰式に出席しなければならない（モナコを除く）。また、その直後、1時間30分間にわたるユニラテラルでのテレビインタビュー、およびメディアセンターでの記者会見に出席できるようにしなければならない。

2015年3月1日付

「2014 FIA FORMULA ONE SPORTING REGULATIONS」仮訳

付 則 1

競技会の90日前にFIAに要求される情報

パートA

1. ASNの名称および住所
2. オーガナイザーの名称および住所
3. 大会の開催日および開催場所
4. 決勝レースのスタート時刻（F1委員会の常設事務局により合意されたもの）
5. 照会先の住所、電話番号、ファックスおよびテレックス番号
6. サーキットの詳細；以下を含んでいなければならない；
 - ・所在地および交通の案内
 - ・1周回の距離
 - ・レース周回数
 - ・周回方向（時計回りか逆時計回り）
 - ・ラインに対するピットレーン出口の位置
7. サーキット内施設の正確な位置
 - ・競技会審査委員会室
 - ・レースディレクター室
 - ・FIA事務局
 - ・パークフェルメ
 - ・ドライバーおよび競技参加者のブリーフィングルーム
 - ・公式通知掲示板
 - ・優勝者記者会見室
8. トロフィーおよび特別賞典のリスト
9. ASNに指名された以下の大会役員の氏名
 - ・競技会審査委員
 - ・競技長
 - ・大会事務局長
 - ・国内車検委員長
 - ・国内医師団長

パートB

1. FIA競技会審査委員
2. レースディレクター
3. セーフティーデリゲート
4. パーマネントスターター
5. メディカルデリゲート
6. テクニカルデリゲート
7. プレスデリゲート
8. 審査委員アドバイザー
および指名があれば、
9. FIA会長代行
10. オブザーバー
 11. セーフティーカーのドライバー
 12. メディカルカーのドライバー

付 則 2

国際自動車連盟 FIA フォーミュラ1世界選手権エントリーフォーム

申請者

正式会社名
 法人の国籍
 登録番号
 法人設立日
 所在国名
 登録事務所
 事業所所在地 (含む 電話、ファックス番号、Eメールアドレス)
 役員名
 チーム代表者
 チームマネージャー
 独占的権限を有する承認された代表者 氏名および肩書き

エントリーコンストラクター詳細

競技参加者ライセンス番号および発行元
 チーム名 (シャシーの名称を含むものとする)

我々はこちらに、以下の車両およびドライバーの登録をもって、【 】年FIAフォーミュラ1世界選手権の参加申請をし、すべての各競技大会に参加することを約束いたします：

i) 以下に記載される車両の銘柄を競技規則第6条2の目的に添い登録する

シャシー名
 エンジン銘柄

ii) 以下に記載されるドライバーを競技規則第13条2e) および19条1の目的に添い登録する

ファーストカーのドライバー[あるいは*]
 ライセンス番号、および発行元
 セカンドカーのドライバー[あるいは*]
 ライセンス番号、および発行元
 (該当する場合にのみチェック)

[]* 我々は本申請書によりファーストカーのドライバーの氏名を登録いたしたく、その目的のために競技規則第13条2e) の条文に従う義務を負うことに明らかに合意いたします。

[]* 我々は本申請書によりセカンドカーのドライバーの氏名を登録いたしたく、その目的のために競技規則第13条2e) の条文に従う義務を負うことに明らかに合意いたします。

我々は、国際モータースポーツ競技規則、F1技術規則およびF1競技規則に定める規定を熟読し理解していることを確認致します。我々は、それら規則 (ならびにそれらの補足あるいは改定されたもの) に従う義務を負うことに合意し、自身はもとより、FIAフォーミュラ1世界選手権に我々が参加することに関係するすべての人に代わって、それらの規則を遵守することに合意します。

我々はこのエントリーフォームを検証し、記載されていることが事実であり、正確かつ完全であることを宣言し、この申請書が関わる年度の前年11月30日までに、FIAに付則7に従い算出されたエントリーフィーを支払うことを約束します。変更が生じた場合には、エントリーの再検討を受けるために、かかる変更が生じた後7日以内にFIAに書面をもって通知しなければならないと理解しそれに同意します。

署名

署名者の活字体氏名

署名者は以下の申請者を代表して署名できる正式な承認を得た人物である。

申請者の活字体正式名称

日付

FIA記入欄

第1ドライバー スーパーライセンス番号

第2ドライバー スーパーライセンス番号

承認日

付 則 3

表 彰 式

1. 式典長

式典長はF I Aにより指名され、表彰式全体を指揮し責任を負う。

2. ポディウム(表彰台)

a) 壇および台座

台座の寸法はF I Aグラフィックデザインマニュアルに従わなければならない。

優勝者台の側端とポディウムの保持防壁との間は、通路を確保するために最低120cm空けなければならない。

各者がトロフィーを持って立つべき場所は、ポディウムの床に印付けされなければならない。

トロフィーはポディウムの片側に置かれた1つのテーブル上に陳列されなければならない。シャンパンは台座に置かれなければならない。

b) 旗

オリンピック形式の「フラットフラッグ」を用いること。ポディウム構造の後方に、旗係員用の最低50cmの空間がなければならない。

c) 床

ポディウムおよび踏み段は緑色あるいは紺青色のカーペットで覆われていること。

3. 国 歌

- a) 優勝ドライバーおよび優勝チームの国歌が吹奏される。ドライバーとチームの国籍は、F I Aによりオーガナイザーに通知され、国際モータースポーツ競技規則第112条に一致する。
- b) (式典長により始められる) 国歌がTV放送につながるオーディオ機器で明瞭に聞こえるよう、適切な音響装置が設置されること。
- c) シャンパンシャワーが開始される時に音楽が奏されること。これは授与者がポディウムを去るまで開始されるべきではない。
- d) 表彰式の実況解説がTVカメラ用の台から一般公衆に向けて放送されること。

4. トロフィー

表彰式の間には4本のトロフィーのみが授与されること。

- a) 優勝ドライバー
- b) 優勝コンストラクター代表者
- c) 2位のドライバー
- d) 3位のドライバー

トロフィーは従来からのカップの形態でなければならず、ASNにより供給され以下を提示すること：

- a) FIAフォーミュラ1世界選手権の正式ロゴ
- b) 大会の正式名称
- c) ドライバーの順位

トロフィーの高さは：

- a) 優勝者およびコンストラクターのトロフィー；50cm以上65cm以下
- b) 2位および3位のドライバーのトロフィー；35cm以上45cm以下

トロフィーの重量は1本最大で5キロを超えてはならない。

トロフィーのデザインは、損傷なく取り扱いおよび輸送が可能なものでなければならない。

5. 式次第(添付デザイン画参照)

- a) トロフィー授与のため3名のみがポディウムに上がる。例外的な状況でのみ、式典長がこの数を4名に増員することができる。
- b) 警官、ボディガード、あるいは式典長に許可を得ないその他の者は、ポディウムに上がることは許されない。
- c) 式典長はTVおよび公衆への実況解説者に、トロフィー授与者の氏名を告知する。
- d) 式典長はポディウムのトロフィーの置かれた側にいなくてはならない。トロフィー授与者はその逆側にいる。式典長はトロフィー授与者にそれらを手渡す。

6. テレビ

TVカメラの理想的位置は、ポディウムと同じ高さの真向かい側である。いかなる場合もTVカメラマンはポディウムに上がってはならない。

7. パークフェルメ

パークフェルメは、ポディウムに直行できるよう、可能であればその直下で、できる限りポディウムに近い位置に設置されなければならない。

全車両がコントロールラインを通過し終えた直後、コース内に残された3位以内のドライバーを迎えに行くため、コースカーがトラックを周回しなければならない。

ドライバーはパークフェルメにて遅滞なく行動しなければならない。式典長により指名され無線連絡のつく者1名が責任を持って、ドライバーをパークフェルメからポディウムに遅滞なく誘導しなければならない。

式典長に許可を得た者(複数)だけが、ユニラテラルでのTV会見終了前にドライバーと接触することができる。

8. ユニラテラルルーム

ユニラテラルルームはポディウムと隣接していなければならない。式典長はドライバーが表彰式後直ちにそこへ移動するのを見届ける。会見室は適切な(気温が25℃を上回る場合はエアコンでの)換気がなされること。

9. 記者会見

TVインタビュー直後、ドライバーは記者室へ会見のため移動しなければならない。

10. 水+タオル

パークフェルメには水の入ったボトルを3本用意しておかなければならない（識別の印なし）。

ユニラテラルルームには水の入ったボトルを3本用意しておかなければならない（識別の印なし）。

ユニラテラルルームにはタオル3枚を用意しておかなければならない。

パークフェルメおよびユニラテラルルームではその他一切の飲み物は許されない。

11. 表彰式典礼(モナコを除く)

優勝ドライバー賞典の授与は国家元首、あるいは主催国の首相、もしくはFIA会長が行う。当該人物が参加不可能な場合は、主催国でそれに匹敵する人物、あるいは国際的高官が招かれるべきである。これら人物が不可能な場合、優勝者トロフィー授与のためにASN会長が招致される。

コンストラクター賞典の授与は、大会名称権を有するスポンサーの正式代表者が行わなければならない。当該スポンサー代表者が欠席の場合、式典長は適切な人物を選出する。

2位および3位のドライバーへの賞典授与は、現地の事情により（優勝ドライバーへの賞典授与とは）別の高官の出席が求められているのでなければ、ASN会長が行わなくてはならない。追加の高官の招致がある場合は、その高官が2位の賞典を、ASN会長が3位の賞典を授与する。ASN会長の出席が不可能であるか、あるいはすでに優勝ドライバーへの授与者となっている場合、式典長が適切な代行人物を選出する。

表彰式に招致される人には、従うべき式次第に関する明確な指示のなされた招聘状が出されること。

付 則 4

パワーユニット公認

1. 公認されたパワーユニットは、F1技術規則付則2の”表” 競技規則付則4-”App. 4 Sporting Regs”の欄に”INC”で表示されているすべての部品を含んでいなければならない。異なる型式の車両へのパワーユニット搭載にのみ関連する一切の部品（性能上の利益は全く有さず、FIAの同意をもって公認期間の間に随時変更できる部品）を除き、そのようなパワーユニットは以下のいずれかにあつゆる点で同一である装置である：

- a) 2014年2月28日までにFIAに引き渡されたパワーユニット。
- b) 2014年2月28日後にFIAに引き渡され、F1技術規則付則4に毎年掲載されるF1パワーユニット公認一覧表に従い改造されたパワーユニット。

上述a) またはb) に従い、また下記のc) により認められる場合は例外として、F1競技規則第28条5に規定されている公認期間中、公認部品の設計あるいは構造に関わる変更は一切できない。

- c) 2014年2月28日を過ぎてFIAに引き渡されたパワーユニット、または改造されその日以降に再度FIAに引き渡されたパワーユニットで、選手権のその他すべてのパワーユニット供給業者と十分な協議を重ねた後、FIAの絶対裁量にて納得されたものは、公正に正々堂々とその他の公認パワーユニットとの競技が認められ得る。

このような変更は通常、信頼性、安全性あるいはコスト削減を理由として提案されている場合にのみ認められる。このような理由から変更を希望する製造者はFIA技術部に書面にて申請し、必要なすべての情報を、適切な場合には故障の明白は証拠を含めて提供しなければならない。FIAはそのような申請を検討し、変更が許可されることに同意した場合、すべての製造者に意見を求める連絡をまわす。そこでFIAが提案された改造（含複数）について当初の決定に疑義を投げかける意見を一切受け取らなかった場合、当該製造者に変更の実施許可を確認する。

このようなパワーユニットはすべて、28条4にて求められる封印が取り付けられるような状態で引き渡されること。パワーユニットは公認期間中、常にFIAに保持される。

- 2. 製造者はパワーユニットを1つの仕様のみ公認できる。
- 3. 公認パワーユニットの供給業者および／または公認パワーユニットを使用するチームは、競技会で使用されているパワーユニットがFIAに引き渡され保持されている対応するパワーユニットと真に同一であることを、FIAに納得させるため、FIAがいつでもその絶対権限で決定できるような手段をとる、および／あるいは提供しなければならない。
- 4. FIAは、テクニカル・ワーキンググループおよびパワーユニット供給業者との協議の上、時に応じてテストおよび適用される査察手順についての示唆的情報を提供する。

付 則 5

ドライバー契約承認委員会規則

(F I Aフォーミュラ1世界選手権に参加の競技参加者専用とする)

付 則 6

1. コンストラクターは、フォーミュラ 1 においてその車両に使用される部品一覧に関して、そのコンストラクターの設計による掲載された部品のみを使用すること。
2. 部品一覧に掲載された部品の設計義務およびその使用の義務は、以下を条件として、コンストラクターが第三者（そのコンストラクターの提携者（**associate**）を含む）に掲載部品の設計および／あるいは製造を外部調達するのを妨げるものではない：
 - a) コンストラクターが、フォーミュラ 1 にて競技参加する限り、フォーミュラ 1 においてその掲載部品を使用する専有権を保持している。
 - b) 製造について外部調達する場合、前述の第三者は競技参加者でないこと。
 - c) 設計について外部調達する場合、前述の第三者は競技参加者でないこと、あるいは掲載部品を直接的にも間接的にも一切の競技参加者に対して設計担当をしている者でないこと。
3. いかなる競技参加者も、部品一覧に掲載された部品について、かかる競技参加者によって指定された図面の供給または入手を含むが、それに限られることのない情報を別の競技参加者と共有する権利を有することはなく、部品一覧に掲載された部品について図面の供給または入手を含むが、それに限られることのない意見もしくはその他の種のサービスを受けるあるいは他の競技参加者に提供することについても権利を有さない。
4. 競技参加者という言葉の一切には、かかる競技参加者のすべての提携者を含むこと。
5. 「提携者（**associate**）」とは：
 - a) 直接的あるいは間接的に以下の状態にある当事者（法人または非法人を含む）を擁する者
 - i) 株式資本金あるいは事業資産を所有している、または
 - ii) 投票権を行使する権限を有する、または
 - iii) 監査役員会、取締役会、あるいは法的に前述の企業もしくは法人、非法人団体を代表する団体のメンバーを任命する権限を有する、または
 - iv) 前述の企業あるいは法人、非法人団体の事業を管理する権利を有する、もしくは
 - b) その管理者（ここで言う管理者—**controller**とは、「提携者」の定義の下位項目 a) にある権利あるいは力を、直接的または間接的に、いかなる当事者の中において、またはそれに対して有する一切の者を意味する）、または
 - c) 直接的あるいは間接的に、上記下位項目 a) にある権利あるいは力を有する管理者を擁する（法人または非法人を含む）者、または
 - d) コンストラクターの定義を回避するために、あるいは本付則 6 においてコンストラクターとなる制約を無効にするために、競技参加者によって仕立てられたまたは使用される（法人または非法人を含む）者。

部品一覧

モノコック
F 1 技術規定第 1 条 1 4 項に定義されるサバイバルセル
F 1 技術規定第 1 6 条 2 項および第 1 6 条 3 項の要件に合致して使用される前部の衝撃吸収構造体
ロールオーバー構造体 – F 1 技術規則第 1 5 条 2 項によって規定されるロール構造体
エアボックス、エンジン排気系および一切の規定された車体ジオメトリーを除く、F 1 技術規則第 1 条 4 項に定義され F 1 技術規定第 3 条によって規定される車体
ウイング
フロア
ディフューザー

付 則 7

2015年FIAフォーミュラ1世界選手権のエントリーフィー

- i) 2014年コンストラクター世界選手権の勝者は、基本フィーの516,128USドル¹に加えて、2014年コンストラクター世界選手権で得た各ポイントにつき6,194USドル¹を支払う。
- ii) その他の競技参加者はすべて、基本フィーの516,128USドル¹に加えて、2014年コンストラクター世界選手権で得た各ポイントにつき5,161USドル¹を支払う。

どちらの場合においても、基本フィーはエントリー申請の時点で支払いが求められ、残額はその申請が関与する年の前年の11月30日までに支払われること。

¹ US CPI (消費者物価指数) により指数化

付 則 8

空力テストに関わる制約事項

空力テストに関わる制約事項、および空力テストに適用される定義と規則は以下の通り：

1. 制限を受ける風洞実験

1.1 本付則の規則内では、車体 (bodywork)、懸架サスペンション (sprung suspension) および制動装置エアダクト (brake system air ducts) という用語はF 1 技術規則第1条4、1条13、および11条4にそれぞれ定義されている通りとする。

1.2 制限を受ける風洞実験とは、チーム、あるいはチームに関連する一切の団体、またはチームの代理人や下請け人、またはそれに関連する団体の一切が、走行に付随する空気流により直接的あるいは間接的に発生する一切の力、変位、圧力分布あるいは空気流方向を計測、観察または推察するために、F 1 車両あるいは従属構成部品の模型を実験環境において行う実験を言う。この定義に唯一許容可能な例外は以下の通り：

- a) エンジン空気取り入れダクトに始まりエンジンを通り排気テールパイプの出口を終了とする範囲内の、エンジンの冷却あるいは運転に関連する構成部品の開発を目的とする風洞実験で、実験の間に空力の計測を直接的にも間接的にも行わないもの。この条文の解釈として、ダクト内の圧力および流量計測は、空力の計測とはみなされない。

疑義を避けるため、上記下位段落 a) に言及されている以外の車体部品の開発のための一切の風洞実験は、空力計測がなかったとしても、制限を受ける風洞実験の定義の中に入る。

エンジンの冷却あるいは運転に関連する構成部品の開発のために考案された実験装置が、車体の開発の利益となるような二次的な効果を生む可能性を有する場合がある。そのような装置の具体例およびそれに適用される追加制約事項は5項に掲載されている。

- b) 一切の競技会にてF 1 車両によって実施される一切の空力実験
- c) F 1 競技規則によって認められている、走路テストの間およびそのテストにてF 1 車両によって実施される一切の空力実験。

1.3 制約を受ける風洞実験はフルサイズの60%より大きいスケールモデルを使用して実施されてはならない。

1.4 制約を受ける風洞実験は、第1.3項で言及されるスケールモデルと比較計測して50 m/sを超える対気速度で実施されてはならない。

1.5 制約を受ける風洞実験は、チームがFIAに指定した風洞施設のみを使用して実施される。各チームは12ヶ月の1期間に使用する1つの風洞のみを指定することができる。最初の指定は2015年1月1日あるいはその前に行わなければならない、次の指定は少なくとも12ヶ月おこななければならない。

FIAはその絶対裁量にて、チームが指定した風洞が損傷により長期間に渡って使用できなかった場合、あるいは代替の風洞を評価する目的で、早期の指定あるいは一時的な指定を認める。

1.6 制約を受ける風洞実験で使用される流体は、大気圧に保たれた空気でなければならない。

1.7 制約を受ける風洞実験中、1回の施設稼働は対気速度が5 m/秒を上回るごとに開始されたと見なされ、その後最初に対気速度が5 m/秒を下回った時に終了したものとみなされる。

1.8 制約を受ける風洞実験中、1回の稼働につき1台の模型のみが使用でき、1つの風洞で、24時間の間に1

チーム1回のみの模型変更が認められる。この制約が遵守されているか否かは、連続した使用模型の風洞実験施設占有率によってではなく、連続した使用模型の5 m/秒を超える風速の経過時間によって決められる。疑義を避けるため、本条文内で言う模型とは、基準の背、モーターおよびセンサーによって定義される。風洞の中に残される所与の模型の空力仕様の細部変更は認められる。

- 1.9 制約を受ける風洞実験の間、一旦対気速度が5 m/秒を超えて上がったならば、実験車両の車体、懸架サスペンション、および制動装置エアダクトまたは従属構成部品は、対気速度が1 m/秒を下回るまで固定されたままでなければならない。但し、下記6項に定める自由は例外とする。

2. 制約を受けるCFDシミュレーション

- 2.1 制約を受けるCFDシミュレーションは、チーム、あるいはチームに関連する一切の団体、またはチームの代理人や下請け人、またはそれに関連する団体の一切が実施する、フルサイズのF1車両については気体の流れの数値流体力学シミュレーションであり、エンジンシミュレーションとして類別されるものではない。エンジンの大気取り入れダクトに始まりエンジンを通り排気タールパイプの出口を終了とする範囲内の、エンジン冷却または潤滑システム内にある流れ、空気、空気/燃料混合気、燃焼プロセスまたは燃焼生成物のシミュレーションはすべてエンジンシミュレーションと分類される。
- 2.2 疑義を避けるために、CFDシミュレーション（上記に定義されるエンジンシミュレーション以外）がフルサイズのF1車両に関する気体の流れについての情報を露呈してしまう場合、それは制約を受けるCFDシミュレーションである。例えば；1：1スケール以外の縮尺で実施される、または気体以外の流体を使用するいかなるCFDシミュレーションも、フルサイズのF1車両に関する気体の流れについての情報を露呈してしまうのであれば、それでも、制約を受けるCFDシミュレーションである。
- 2.3 制約を受けるCFDシミュレーションは模擬過程の解法部分（シミュレーションの元になる数値表に関係なく）と、解法ループの最適化に含まれるメッシュ適合を参照する。CFDシミュレーションの前処理、メッシュ生成および後処理は制限を受けない。模擬過程の演算部分（収束処理時間）のみが制約を受けるCFDシミュレーションに含まれる。
- 2.4 制約を受けないCFDシミュレーションはCFD手法を最適化する目的で実施することができる。ただし、それらシミュレーションが30ヶ月を超える以前にCFDでシミュレートされた固定車両ジオメトリーを使用することが条件とされる。その車両ジオメトリーは変更できず、追加できず、取り除かれることができず、変形できず、または改造することができない。

以前にCFDで解決したものと全く同一のジオメトリーを再生成する目的のみの、ジオメトリーの操作（例えばCADのクリーンナップあるいはメッシュ生成ソフトウェア）のみが認められる（1：1スケール車両に対して1.5mmまでの公差）。この公差はソフトウェアの補正および処理過程に生じたジオメトリー細部の意図されていない偶発的変化を許容するためにのみ導入されている。疑義を避けるため、車両挙動の静的変化（乗車高、横揺れ、偏揺れ、および操舵）は認められる。動的挙動変化は認められておらず、フロントウイングのフラップ角度、リアウイングの最上部要素の位置、あるいはタイヤ形状の変化も同様に認められていない。表面格子および体積格子解像度、格子型の修正に加え、遠視野領域の程度変更は認められる。

- 2.5 制約を受けるCFDシミュレーションは、チームがFIAに指定したハードウェアを使用してのみ実施できる。

チームのFIAへのハードウェアについての宣言は、以下を含む：

- a) 処理装置の名称およびモデル番号
- b) クラスタ内の処理ユニットコアの数
- c) 1サイクル毎の、処理装置1コアについての、倍精度浮動小数点演算の最高数
- d) 第2項5（c）に加え、インテルのサンディブリッジかアイビーブリッジのチップセットを使用するC

PUについては、AVX機能をチームが活用しないことを選ぶ場合、チームはCFD解法処理の中でAVX機能を使用しないことをはっきりと宣言しそれを証明できなければならない。AVX機能の不使用が検査官に証明された場合、インテルのサンディブリッジおよびアイビーブリッジのチップセットコアは8 flop/cycle/coreでなくむしろ4 flop/cycle/coreとして評価できる。

- e) 第2項5 (c) に加え、倍精度浮動小数点演算能力のない処理装置については、サイクル毎、1コアについての自然精度演算数が代わりに使用される。例として、単精度のみのGPUコアがサイクル毎の単精度浮動小数点演算の回数をカウントする。
- f) 処理装置が100%CPU負荷で操作するよう設定されたプロセッサ速度
- g) クラスタの中で使用される一切の非読み込みエンジン
- h) システムが使用することのできる最大テラフロップ (フロップ=倍精度浮動小数点演算)。第2項5 (d) の下で宣言されているか、あるいは第2項5 (e) の下で自然精度演算を含む場合、これはAVX浮動小数点演算をすべて除外することができる。

26 8週間の空力実験期間の申告に使用される演算は以下の通りに実行される：

$$\text{Totフロップ} = (\text{MFPPC} * \text{CCF} * \text{NCU} * \text{NSS}) / (604,800 * 8 * 1000)$$

式中の：

Totフロップ= CFDソルバー中毎に使用されるテラフロップの総数

MFPPC= 1サイクル毎の、処理ユニット1コアについての、倍精度浮動小数点演算の最高値 (第2項5 (d) の下で宣言されているか、あるいは倍精度能力でないコアの場合に、第2項5 (e) の下で自然精度演算を使用する場合は、AVXを除外する)。

CCF= CFDソルバー中の中に達成されたクロック周波数処理装置最大ギガヘルツ値。これは以下に基づき、理論上達成可能な最高周波数である：
 a) 処理装置製造者の仕様諸元からの標準クロック周波数値 (ランの中でオーバークロックあるいは上位モデルが使用されていない場合)。
 b) 最大「ターボ」、「HPC」あるいはその他の上位モデル周波数値。
 c) 最大オーバークロック周波数値。

NCU= 実行中に使用される処理装置コアの数。

NSS= 実行中に経過したソルバー・ウォールクロック秒の数。演算の間の注釈メッセージ経過時間が含まれること。

検査に必要なすべての情報は、CCF値を含め実行中からの出力により提出されること。

疑義を避けるために、FPU、FPGA、GPU/GPGPU、VFP、softfpなどの一切の非読み込み処理は、上記を同じ方法を使用して含まれ、演算されること。

3. 共同制約を受ける風洞実験と、制約を受けるCFDシミュレーション制約事項

- 3.1 制約を受ける風洞実験と、制約を受けるCFDシミュレーションの使用制限は、空力実験期間中、ウィンド実時間、稼働回数、トンネル占有率およびCFDテラフロップ使用に関して示される。
- 3.2 空力実験期間はこれらの制約の評価に使用される8週間である。1回の空力実験期間が終了すると直ちに、次の新たな期間が開始される。所与のカレンダー一年について、各空力実験期間の開始と終了日は各カレンダー一年の開始時点でFIAによって公表される。

- 3.3 ウィンド実時間とは、制約を受ける風洞実験について風洞対気速度が 15 m/s を超える、1週間毎の時間量（時間数で表される）の空力実験期間の平均であると定義される。疑義を避けるために、空力実験期間の間、チームに関連する一切の団体、またはチームの代理人や下請け人、またはそれに関連する団体の一切がチームのために実施する、一切の制約を受ける風洞実験は、チームがテストを実施したかのようにこの演算に含まれていなければならない。
- 3.4 CFDテラフロップ使用は、空力実験期間の間に制約を受けるCFDシミュレーションを行う目的で使用される演算パワーのテラフロップの平均数であると定義される。疑義を避けるために、失敗したあるいは使用者が中止した制約を受けるCFDシミュレーションに使用されたコンピューター設備も、CFDテラフロップ使用演算に含まれなければならない。さらに疑義を避けるために、チームに関連する一切の団体、またはチームの代理人や下請け人、またはそれに関連する団体の一切がチームのために空力実験期間の間に実施する、一切の制約を受けるCFDシミュレーションは、チームがシミュレーションを実施したかのようにこの演算に含まれていなければならない。
- 3.5 各チームは、制約を受ける風洞実験と、制約を受けるCFDシミュレーションを、各風洞実験期間終了時点でチームがリミットラインに従って操作したことを証明できるように、制限しなければならない。
- 3.6 リミットラインとは、次のように定義される：
 $WT \leq WT_{\text{リミット}} (1 - CFD / CFD_{\text{リミット}})$
 式中の
 $WT = \text{ウインド・オン・タイム}$
 $WT_{\text{リミット}} = 2.5 \text{ 時間}$
 $CFD = \text{CFDテラフロップ使用}$
 $CFD_{\text{リミット}} = 2.5 \text{ テラフロップ}$
- 3.7 CFDシミュレーションのリミット（リミットラインの”CFD__リミット”）は、CFDハードウェアの所有権変更とランニングコストを考慮し、2014年1月1日から始まり3年ごとに新しいパフォーマンスレベルへ改定される。
- 3.8 また、各チームは、当該チームの一切の関係者、代理人あるいはチームの請負人あるいはその関係者一切を含め、制約を受ける風洞実験を、1週間につき最大65回の稼働回数に、また1週間につき最大60時間のトンネル占有率に制限しなければならない。この回数および時間は両方共に空力実験の期間で平均したものである。1カレンダー日内で1チームが実施することができるのは、2回の占有シフトのみである。各風洞実験期間終了時点でチームがこれらのリミットに従って操作したことも証明されなければならない。
- 3.9 制約を受ける風洞実験の間、最初の占有シフトは、所与のカレンダー日に対気速度が初めて 5 m/s を上回った時点で開始し、チームの申告により、同一のカレンダー日に対気速度が 5 m/s を下回った時点で終了したものと見なされる。第二の占有シフトは、第一回目の占有シフトの終了後、対気速度が初めて 5 m/s を上回った時点で開始し（同一のカレンダー日）、同一のカレンダー日で最後に 5 m/s を下回った時点、あるいは稼働がまだ続行されている場合にはそのカレンダー日の終了時点のいずれかで終了したものと見なされる。
- 3.10 制約を受ける風洞実験の間で得られたデータは、計算された風洞実験占有が帰するチームにのみ利用可能とできる。

4. 報告およびベンチマーク

- 4.1 各チームは、制約を受けるCFDシミュレーションのために採用されているコンピューター設備について書面にてFIAに宣言をしなければならない。ハードウェアが変更されたりアップグレードされたりした場合、新たな宣言が変更から1ヶ月以内にFIAへ提出されなければならない。
- 4.2 各チームは制約を受ける風洞実験のために採用されている風洞設備について書面にてFIAに宣言をしな

ればならない。異なる施設が使用されようとしている場合、あるいは現行施設が大規模な変更を受けた、あるいは改良された場合、新たな宣言が変更から1ヶ月以内にFIAへ提出されなければならない。

- 4.3 各チームは前の空力実験期間の制約を受ける風洞実験と、制約を受けるCFDシミュレーションについて、当該期間終了後14日以内に、その詳細をFIAに報告すること。データは、FIAの指定するフォーマットにて提供されなければならない。この宣言は、各制約を受けるCFDシミュレーション解析時間の少なくとも最も近い秒単位の精度による記録、および、制約を受ける風洞実験の間に実施された各風洞稼働のウィンド・オン・タイムの少なくとも最も近い秒単位の精度による記録に基づいて行われる。
- 4.4 チームが採用したハードウェアを点検するため、また本付則に規定される制約事項の共通した適用を確実にする方法として、FIAは風洞とCFD両方の活動について、独立したベンチマーク査察を随時実施する。このような査察により推奨事項が生じた場合には本付則にその記載が組み込まれる。
- 4.5 これらの規則は2015年1月1日より適用が開始される（当日が2015年の最初の空力実験期間の初日となるため）。2015年と2016年の残りの報告期間は次の通りに取り決められる：

a) 2015年と2016年の空力報告期間

2015年	開始日	終了日	2016年	開始日	終了日
期間1	2015年1月1日	2015年3月1日	期間1	2015年12月21日	2016年2月14日
期間2	2015年3月2日	2015年4月26日	期間2	2016年2月15日	2016年4月10日
期間3	2015年4月27日	2015年6月21日	期間3	2016年4月11日	2016年6月5日
期間4	2015年6月22日	2015年8月30日	期間4	2016年6月6日	2016年7月31日
期間5	2015年8月31日	2015年10月25日	期間5	2016年8月1日	2016年10月9日
期間6	2015年10月26日	2015年12月20日	期間6	2016年10月10日	2016年12月4日

- b) 空力報告期間4（2015年）および期間5（2016年）は、工場の閉鎖期間を含むため、10カレンダー一週を占有する。ウィンド・オン・タイムおよびテラフロップ、占有率および稼働時間は、この報告期間で平均されるか、あるいは8週間を超えるその他の期間で平均される場合は、期間中の合計活動を総計し、通常の報告期間と全く同じ8週間ブロックで平均する。

5. 制約を受ける風洞実験の定義についての例外

- 5.1 サスペンションおよびステアリングシステム（F1技術規則第10条）、ブレーキシステム（F1技術規則第11条）、ホールとタイヤ（F1技術規則第12条）の開発のために、および圧力検知機器（ピトー管、多方向探針、キール管など）の開発または較正のため、自由なテストが許可されている（これは従って制約を受ける風洞実験の定義に範囲に入らない）。ただし、それらのテストが車体として類別される部品あるいはシステムの性能または耐久性に関して同時にテストするものでない（あるいは決して偶発的なデータや情報を提供しない）ことを条件とする。
- 5.2 F1車両あるいは従属構成部品の定常状態およびダイナミックエンジンダイナモメーター作業を実施することができる（これは従って制約を受ける風洞実験の定義に範囲に入らない）。ただし以下を条件とする：
- a) テストで使用される車体には、フロントウイング組み立て品（F1技術規則第3条7項1）あるいはリアウイング組み立て品（F1技術規則第3条10項1）は一切提示されない。
- b) 空力あるいは流動場の特性を直接的にも間接的にも測定するよう設計された装置は、使用させる施設に一切搭載されない。
- c) 車両あるいは従属構成部品に、記録され得た偶発的な空気流から、直接的にも間接的にも生じることになった外部の気流の変位、圧力分布または空気流方向を計測することができる、一切のセンサーが搭載されない。記録ファイルは、要請があれば、独立したベンチマーク査察の間に、利用可能でなければならない。

- d) 排気システムから出たガス流が、一切の車体構成部品に当たる前にテストエリアからダクトで排出されること（排気ガスそのものは除く）。

5.3 風洞施設構造の調整、あるいは風洞施設構造の開発（ローリングロード、モデル動作システム、空力バランス、風洞モデルスパイン、センサーなどのサブシステムすべてを含む）および手法のためのみの風洞実験は、以下の制約のいずれかに従うことを条件に実施できる（これは従って、制約を受ける風洞実験の定義には入らない）：

- a) フロントウインググループ（F 1 技術規則第 3 条 7 項 1）およびリアウインググループ（F 1 技術規則第 3 条 1 0 項 1）は実験の間、風洞から取り除かれなければならない。
- b) 1 2 ヶ月を超える以前のもので、前に実験した際のジオメトリーに一切の改造のない、固定された空力仕様のモデルが使用される。

6. 制約を受ける風洞実験稼動中に調節され得る車体要素

6.1 以下の自由が、制約を受ける風洞実験稼動中に認められる：

- a) フロントウイングのフラップ角度を調節することができる。
- b) トップリアウイングの最後端部と最上端部の要素の入射角を調節できる。

6.2 疑義を避けるため、制約を受ける風洞実験の間は、実際の走路を運転している間にフルサイズ車両が遭遇する条件（例えば、乗車高、横揺れ、操舵、偏揺れ、排気流）を反映するモデルの状態変更を行うことは認められる。